

商工委員会

議録 第十一号

平成十年五月六日(水曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

理事 甘利 明君

理事 岡部 英男君

理事 木村 義雄君

理事 河本 三郎君

理事 新藤 義孝君

理事 武部 勤君

理事 野田 実君

理事 川内 博史君

理事 島津 尚純君

理事 松崎 公昭君

理事 坂口 力君

理事 宮地 正介君

理事 江崎 鐵磨君

理事 矢島 恒夫君

理事 横光 克彦君

理事 伊藤 達也君

出席政府委員

通商産業大臣官

房務流通審議官

通商産業大臣官

房審議官

中小企業庁次長

委員外の出席者

参考人

参考人

参考人

第一類第九号

商工委員會議録第十一号 平成十年五月六日

参考人
トア協会会長
小林 敏彦君

参考人
全国商店街振興組合連合会副理事長・政策委員
一丸彦四郎君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
三村 光代君

参考人
社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
三村 光代君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

参考人
松江市長
宮岡 善雄君

同日
瀨古由起子君 矢島 恒夫君

同日
今田 保典君 補欠選任 島 聡君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

同日
矢島 恒夫君 大森 猛君

本日は、参考人として大阪市立大学商学部教授石原武政君、日本チェーンストア協会会長小林敏彦君、全国商店街振興組合連合会副理事長・政策委員一丸彦四郎君、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長三村光代君、松江市長・全国市長会中心市街地活性化対策研究会委員長宮岡善雄君、以上の五名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきましたことありがとうございます。

参考人各位におかれましては、ただいま議題となっておりまして、お答えいただき、それだけのお立場から忌憚のない御意見を述べただければと存じます。

それでは、議事の順序でございますが、まず参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べさせていただきます。その後、委員からの質疑にお答え願いたいと思っております。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願いいたします。また、参考人からは委員に対して質疑できないことになっておりますので、あらかじめ御承知願います。

それでは、まず石原参考人をお願いいたします。

○石原参考人 御紹介をいただきました大阪市立大学の石原でございます。

本日は、商工委員会で発言の機会を与えていただきましたこと、まことに光栄でございます。早速私の意見を申し上げます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

まず、商業、特に小売業というものについて私がお話させていただきます。

商業の役割を考えます場合に、効率性というのが極めて重要な概念であることは言うまでもないというふうに思っております。この効率性というのは、恐らく価格の安さだとかあるいは利便性といったことで代表される、はかられるものかと思えますけれども、特に小売業を考えると、こうした効率性だけでははかることができない、むしろの役割を担っているように思えます。店舗を持った小売業ということになりますと、町並みを形成することもございますし、町のにぎわいを創出することもございますし、独特の地域社会を構成することもございますし、時には町の文化や伝統を受け継ぐといったようなことも指摘される場所でもあります。これらは、一括しまして社会的有効性という言葉で語られておるわけでありまして、実際にこの社会的有効性というのをどういうふうに位置づけるかということについては大変難しい問題だとは思いますが、決して無視することができない側面であるというふうに考えております。

こういう役割を果たしております小売業は、空間的に見ますと、町の中に均等にいますか均質に分布しているわけではございませんで、小売業というのは階層的に分布するというふうな考えでおります。特に、そこで階層化された商業の中心地というところでは、商業だけではなくて、皆さんの公共施設とかあるいは集客施設が立地をいたしまして、全体として都心部とかあるいは中心市街地といったものを形成しておるというふうに考えています。

もちろん、こういうふうな申し上げた階層構造というのは、決して固定的なものではございませんで、時代によつて変わってくるというところはよくある話でございます。そういう意味でいいますと、もともと商業の中心地というのは駅から少し離れたところに形成されておったわけですから、高度成長期以降、駅の機能が高まりまして、駅周辺の商業開発というのが進められてまいりましたところでもあります。そういう意味では商業の中心地

が拡大をしてきたというふうに見えるわけですが、それは、当時の消費社会が確立していく過程あるいは高度成長といったような環境要因に支えられてうまく中心市街地が外に向かって拡張することができたというふうに考えております。

しかし、その後、交通手段が、車社会というか車の方に移ってまいりまして、郊外開発が一層拍車がかかるようになってまいりました。車社会に十分対応できない中心部ということで、人口だけではなく公共施設とかあるいは集客施設までが郊外の方に移動していくというようなことが起こりまして、中心部の空洞化ということが懸念されるような事態になってまいりました。そのことは商業の立地面でも言えるわけでありまして、高速道路があればどこにでも商業が立地できるといったようなことになりまして、そういうことなんです。が、より多くの顧客を吸引しようとするれば、買い物施設というだけでは不十分だということで、各種の娯楽施設とかあるいは集客施設が一緒になつて設置されるということになってまいりまして、これらの施設はショッピングセンターというふうにしれば呼ばれますけれども、決して単なる買い物施設ではないということは明らかだということに思っています。

さて、こういう商業の空間的な変化といいますが、これに一貫して向き合つてまいりましたのが、大規模小売店舗法、大店法であります。この法律は一九七四年に施行されました。施行直後は、初めていわれる総合量販店を規制対象の中に含めたということもありまして、手探りの状態であつたかと思えますけれども、当初、大店法の規制から逃れたいという大型店、あるいは、それに対して条例あるいは要綱をもって規制しようとする地方自治体、あるいは、さらに法改正をもつてそうした地方の動きを牽制しようとする動きといったようなことが、恐らく七〇年代を通して繰り返されてきたというふうな思っております。七〇年代の終わりから八〇年代にかけては、この大型店問題は非常に重要な問題に発展をして

まいりまして、運用強化の方向が強く打ち出されるようになりました。八〇年代は、御案内のように大変厳しい運用がなされたわけでありましたけれども、大変厳しいことに、この八〇年代を通じて中小小売店の減少の傾向というのが明らかになつてまいりました。恐らく、戦後、小売業の世界に入された第一世代の方が本格的に世代交代の時期を迎えたということでありまして、この世代交代の波は、大店法の厳しい運用をもつてしてもとめることができなかったということだろうと思えます。

八〇年代の終わりぐらいいになりまして、日米構造協議を初めといたしまして、大店法が国際競争の舞台の中に投げ込まれることになりました。国内でも、競争とかあるいは市場経済というものを求める声が強くなりまして、規制緩和の流れというものが定着をするようになってまいりました。運用の適正化に始まりまして、大店法の改正が行われ、調整期間が一年間ということでも明示されてくるようになりまして、恐らく、現在の大店法には、かつてのような商業調整的な意味合いというものは薄らいできていっているのではないかというふうに思っております。いい意味でも悪い意味でもそういう言えると思うのですが、例えば裏金が云々というような話、あるいは紛争が長引くといったようなことはなくなつてまいりましたことでもあります。

しかし、そのことは、反面でいえば、大店法に基づき調整手続というのはいわば爾々とした手続に沿つて進められるということになってまいりまして、その過程で、交通とかごみだとかいふ問題を含めた地域の深刻な問題に対して、ほとんど無力であるということを実感するようになってまいります。その意味では、やや極端な言い方になるかと思いますが、大店法には実質的な出店調整をする力というのはもうほとんど残っていない。それでいて、地域問題を解決することができず、国際競争の種になるといったようなことが、やや極端には言えるのではないかと思います。

大店法には、確かに戦後の流通政策の中心を担ってきたという歴史がありますし、その目的の一つであります中小小売店の事業活動の機会を確保するということの中には、象徴的な意味合いが込められていたように思いますが、しかし、逆に、そういう象徴的な意味だけが残っていないというふうな言つても言い過ぎではないのではないかと考えております。

したがって、その意味からいいますと、むしろ大店法を強化すべきではないかといった考え方が出てくることも理解できないわけではございません。しかし、中小小売商を保護するあるいは守るということが、それ自身として国の法律の目的になるというふうには思いませんし、世代交代が進む中で小売店舗はこれからまだ減少を続けていくことは避けられないと思えますし、そういう店舗が減少していく中で、健全な地域商業のあり方というのを求めていくというのが、我々のとるべき道であらうというふうに考えております。

したがって、現行の大店法に固執するよりも、都市の形成であるとか、あるいは土地利用のあり方といった観点から地域商業を考えると、というのが大変重要だというふうに思っております。で、荒廃化が進んでまいりました中心市街地の活性化を図るとともに、土地利用の面からの立地規制を行い、実際の出店に際しましては生活環境問題等に十分に配慮するといった枠組みで考えられようとしている今回の大きな改正の方向というのは、時代の要請にこたえるものであるというふうに私は考えております。

さて、十一省庁が挙げて取り組むことになりました中心市街地活性化法につきましては、多くの都市で期待が寄せられているようでありまして、これも、ここには特に、中心市街地というのはさまざまな都市インフラだとかあるいは公共施設、集客施設というものを保持して初めて中心部として機能しておること、あるいは、中心部であるといえども都心居住の問題というのは決して無視できる問題ではないといったようなことを強調し

ておきたいというふうに思います。

中心部が衰退していると思えば、これら多くの機能が複雑に関連し合いながら全体として弱体化してきたということによるのでありまして、商業機能を切り離して、これだけを強化する、回復するといったようなことはそれほど期待できる話ではないように私は思えます。その意味で、それぞれの地域の特性に合わせた総合的な計画づくりというのが決定的に重要になるというふうに考えておりますけれども、その際特に、単発的な大きな事業といえますか、箱物の大きなものを整備するといっただけではなくて、むしろ持続的な機能回復が可能なような長期的な道が追求されることを期待したいというふうに思っております。

同時に、中心部の問題は、反面では郊外開発の問題であるということも申し上げたいと思えます。人口が郊外化をする限り、郊外に買い物施設ができる、商業施設ができるということはもちろん必要なことでありますけれども、近年、郊外に開発されつつあります超大規模な施設は、必ずしも人口の郊外化に対応したというような域を超えてしまっているのではないかとこのように思っています。もともと広域から顧客を吸引しようとしている、だからこそ中心部の商業と直接競合関係に立つわけでありまして、こうした大規模な開発に對してどのように向き合うのかということは大変重要なことだと思います。

中心市街地あるいは中心部と郊外とが均衡ある発展をするというふうには聞かえは大変よろしいのでありますけれども、それを実現するようないいは可能にするような状況にはもはやないのではないかとこのように思っております。その意味で、本当に中心市街地が重要であり、ここを活性化するというのであれば、難しいかも知れませんが、何らかの形で郊外の開発規制なりあるいは開発管理といったようなものが必要になるのではないかとこのように私は考えております。それから、大規模小売店舗立地法でございます

が、これはいわば大型店の出店に伴います生活環境チェックのようなものと思われましても、これにつきましても、市町村の意見が大幅に取り入れられるということになりましたのは、地方自治の観点からいって大変結構なことといえます。ただ、ここでいいます生活環境要因というものの中に一体どれぐらいのものを埋め込むのかということについては、かなり重要な問題になるのではないかと考えております。公平、公正、透明性といったことは当然法運用の中で重要になってくると思えますけれども、それを堅持しながら、他方では、地方の個別的な事情にいかに対応するのかというところがこれから問題であろうと思えますし、自治体が慎重な取り組みを求められているところではないかというふうに思っています。

最後に、町づくりとの関連について一言だけ申し上げさせていただきます。町づくりというふうに思いますが、端的に申し上げますと、町づくりの観点というものが、大型店の出店問題に際して、それを規制するような根拠になるのかならないのかといったような問題であります。

私は、地域の中で着実に積み上げられてきた計画とかあるいは政策というのは、非常に重要な意味を持っておるというふうに考えています。したがって、町づくり計画というのは、大型店の出店に対して調整ないしは規制というややきついかもしれませんけれども、その根拠になり得るものというふうには本来的には考えております。しかし、そのためには、町づくり計画なるものがどうしてもしっかりと理念と手続の中で策定されて合意されているということが必要なのではないかと思えます。コンサル任せのちよとした計画といったようなもので町づくり計画を名乗るといことはできないだろうという意味なんです。このことを確認しておきますことは、町づくりを出店規制の新たな隠れみのにしないという意味では大変重要なことだというふうに考えております。

このしっかりと町づくり計画かどうかという線引きは確かに難しい問題があると思えますけれども、だからといって町づくりの要素を全面的に排除するというのではなくて、きちんと進められてきた町づくりの理念が生かされて、出店者側もこれを尊重しながら、ともに健全な都市づくりを目指していけるような、そういう新しい枠組みをおつくりいただければということをお願いしております。

以上のことを申し上げて、私の発言にさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○斎藤委員長　ありがとうございます。

次に、小林参考人にお願いたします。

○小林参考人　御紹介いただきました日本チェーンストア協会の会長を務めております小林でございます。

このたびの大規模小売店舗立地法、以下立地法と表現させていただきますけれども、幾つかの疑問点、それから要望事項もあわせて意見を申し述べたいというふうに思っています。

私どもの日本チェーンストア協会は、企業数で百二十四社、店舗数にいたしまして七千八百四十四店の会員を抱えた団体でございます。また、会員企業全体では、大勢のパートタイマーの方々も含めまして、八時間労働に換算して従業員数が四十六万二千五百人、そして平成九年の総売り上げは十六兆八千六百三十五億円でございます。先日発表されました平成九年商業統計速報によりまして、自動車関係を除きまして小売販売総額が約百二十八兆円ということになりますので、その一三％弱のシェアということになります。

しかし、大型商業施設を経営する大企業の業界団体というふうな印象をお受けになるかも知れませんが、せいぜい、実態は、店舗数が四店から五店、そういった企業もたくさん参加しておる協会でございます。ですから、きょうは単に大型店の代表というのではなくて、生活者にとって一番近いところに位置する業界の代表という立場で参りました。

とを御了承いただきたいと思います。

さて、昭和四十八年十月に制定され、翌四十九年三月一日から施行されました大規模小売店舗法、これも以下大店法と表現させていただきますが、主に中小企業の事業活動のチャンスを確保するために、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することを目的とした経済規制法ということでありました。

私も日本チェーンストア協会は、本来原則自由であるはずの経済活動を規制するものとして、長年その廃止を訴えてまいりました。その意味で、私も委員として臨席させていただきました産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が昨年十二月に出しました中間答申において、現行スキームで大型店の事業活動を調整することはやはり時代の要請に合わない、計画的な地域づくりや交通、環境に与える諸問題を解決するために新たな実効性ある政策対応に転換し、現行大店法に基づく調整はその使命を終えることになると示したことで、需給調整として大型店を規制することは社会的、経済的に失うものが多いということと大店法施行後二十五年近くたつてようやく認められたものとして、心から賛意を表するものであります。

また、同時に主張してまいりました、政府の規制緩和後、地方自治の名のもとに自治体と同じような規制を新たに始めるようではむしろ改悪になるという懸念につきましても、同じくききさの合同会議の中で、地方自治体が独自の需給調整をベースとする規制はなるべく行いうべきではないという確認がされまして、立地法がその考えを体現されたことにつきまして、高く評価するものでございます。

今まで横出し、上乗せなどの表現で語られてきましたけれども、自治体の独自規制は、私どものチェーンストア業にとりましては大変頭の痛い問題であつたわけでございます。すなわち、チェーンストアは、多数の店舗を統一したシステムで効率的に運営することによってコストを極小化する

ことに日夜努めているのですが、自治体ごとにはばらばらの規制や指導がなされますと、私どものノウハウ、システム、そういったものが機能を十分に発揮しない、そういったことができない。ひいては廉価で良品を提供するという我々小売業の使命を達成することも困難になりかねません。その意味で、もちろん私どもの経営努力が一層要求されることは論をまちませんが、その独自規制の禁止はお客様のメリットにつながるものと言えましよう。

次に、昨今激しく動いておりますお客様の生活様式や購買行動の変化について、御説明を申し上げたいと思います。そして、御審議のバックグラウンドとしての御理解を得たいというように思っています。

このたびの大法見直し作業や、先日発表されました平成九年商業統計速報で明らかになりましたけれども、非常に多様化、個性化している生活者ニーズにこたえる形で、店舗の規模や、さらに店舗そのものに依存しない新しい業態が登場し、急成長をしているということでございます。一方、生活者の行動範囲が飛躍的に拡大した結果、個店対個店の競争に加え、商店街を初めとする商業集積間の競争も熾烈をきわめる時代を迎えるということになってきております。

このようなかで、個性ある中小専門店と魅力ある大型店が共存共栄を図りつつ、多様で質の高い小売業の育成のためにはどうすべきか、グローバルで大競争時代の我が国の商業はどうあるべきか、そういった視点で議論を深めていただくことが重要と考えております。

また、我が国の個人消費は、おおよそ物販が四割、非物販が六割というように言われております。私は、この飲食、レジャー、娯楽といった部分を時間消費というように名づけておりますが、今後この分野がますます拡大していくことが予想されます。そして、このような生活者のライフスタイルに適切に対応し、我が国経済の牽引役となるためには、さまざまな業態、いろいろな施設、そ

してたくさんソフトが必要でございます。それが有機的に結合した機能が求められておるということでございます。

また、高齢化社会、少子化社会、有職女性の増加などの社会環境の急激な変化、そして第一次、第二次産業からの就業人口の移動を考慮すれば、新しいサービス産業の育成など産業構造の転換が急務であります。そのためには、大店法に限らず、広範な分野におけるもろもろの規制撤廃が必要条件となります。特に、雇用問題については第三次産業の方に移行しているということで、非常に大きな雇用がこの大型店あるいは町づくりにあると思っております。

元来、大店法は、中小商店の活性化と大型店の他の施設との共生のために時間を与えるための法律であつたはずですので、今までの実態は、新規事業者にとっては参入障壁、既存業者にとっては、ここでもいわゆる護送船団方式の担保という役割を果たしてきたと言つても過言ではないでしょう。その結果、我が国の大型店は、アメリカに比べて十年、東南アジア諸国に比べても五年以上おくれてしまったということではないでしょうか。この間、不幸なことに、消費者利益の保護という観点はどこかに置き忘れられたままでございます。

昨今、ベンチャー企業の育成ということが盛んに言われておりますが、大店法施行後の二十五年、事業業に關しては進歩がとまっております。ダイエーの中内さんとかイトーヨーカ堂の伊藤さんとか、今日、大企業と言われる小売業者は、皆大店法以前の時代の小さな個人商店から、大なる志とたゆまざる精進によつて今日の隆盛を築いてこられました。しかし、今日の小売業界の現状を見ると、大店法があつたがゆえに、このようなエネルギーがどこかに封殺されてしまったというように見受けられます。その反面、大店法があつたせいで、その規制を受けない業態としてコンビニや通信販売がこれほどまでに発達をしたことは、生活者の立場からすれば便利になったということもある

るかもしれません。今は消費動向全体が少し調子よくありませんけれども、海外の小売業にとつて、我が国の購買力消費水準の高さは垂涎の的はです。また、アメリカなどのデパートは、お客様を集める、お客様を喜ばすといったソフト面で、明らかに我が国の同業者よりも一日の長があります。これからの我が国の商業は、この狭い国土の中で、好むと好まざるにかかわらず、これらの海外企業と競争しなければならぬと思つております。

さて、立地法に話を戻させていただきますが、この法案につきましても、幾つかの問題点を指摘させていただきます。まず、規制緩和、市場経済主義政策の流れの中で、経済的規制としての大店法を廃止することと環境問題などの社会的制約に関する新法の制定とを同じ土俵の上で論議することが適当か否か、甚だ疑問に思つております。あたかも大店法廃止の交換条件のように立地法が扱われることは、立地法の誕生過程からして大変に不幸なことではないかと思つております。

それにも増して一番の問題は、環境や交通渋滞、騒音などについて、なぜ大規模小売店舗のみが対象とされるのかということでありまして、これらの問題は、大型小売店舗にのみ固有に発生する問題ではないはずでございます。

焦点を町づくりという観点に絞つてみても、例えば、大型のオフィスビル、マンション、ホテル、劇場、スポーツスタジアム、そういった他の産業の施設は、また一団地としての商店街、繁華街も、集客や機能面で大型店以上のパワーを発揮しているところも少なくありません。さらに、最近は大規模な施設、事業活動における交通問題、環境問題などについては、それぞれの設置者がみずから社会的責任として当然に対処しなければならぬものであります。それでも解決困難な問題が多発するようであれば、必要最小限の何らかの社会的規制の導入も必要かと思つております。

私も流通業では、これまで、出店に際して交通渋滞、騒音、ごみ処理などについて地域の方々と協議を重ね、可能な限りの手段を講じてまいりました。これは、周辺の方々が一番大切なお客様であり、その方々に御了承、御納得をいただくことを考えていただけでは、即座に御理解いただけるかと思つております。中には、道路幅やその利用状況の問題など、一私企業では解決できない事例もございまして、いざにしてみても、新法の有無にかかわらず、社会的責任として今後とも真摯に対応してまいりたいと思つております。

しかし、他方で地方自治体に手続の大半がゆだねられるということになりますと、どのような考案の方のもとに交通混雑やごみ、騒音などの問題の議論が進められるか、現在の法案では定かではありません。検討の基準が自治体ばらばらになったり、不透明、合理性に欠けるものであつてはならないと考えております。また、交通混雑、ごみ、騒音の問題は、とすれば、店舗面積を削り、営業時間を短くしろ、そういった主張につながりやすい点を懸念するものであります。交通混雑やごみなどを相対的に減少させることが本来の立法趣旨であるはずで、その目的達成のため、事業者や関係者のとるべき手段は多種多様であつてよいと思つております。また、経済規制の肩がわりといたしますが、実質、経済規制の復活となることを懸念するものであります。

最後に、二十一世紀を目前にした今日の閉塞状況にある日本経済のためには、GDPの六割を占める個人消費を活性化することが一番の処方せんでありまして、今からでも遅くはありません。事業活動に係る規制を緩和、撤廃して、創意工夫が生まれる社会への転換が急務のはずです。その意味では、大型店だけを対象とした今回の立地法も、自由であるべき商業への制約という危惧から、必ずしも手を挙げて賛成とは申し上げられない

のがまことに残念であります。

以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○斎藤委員長 どうもありがとうございました。次に、一丸参考人にお話を伺います。

○一丸参考人 ただいま御紹介をいただきました私は、全国商店街振興組合連合会副理事長で、政策委員長を務めております。大分県商店街振興組合連合会理事長の一丸でございます。

本日は、私ども中小小売業者によるこのような発言の機会をお与えくださいまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、先生方の御高承のとおり、商店街は、私も中小小売商の懸命な努力にもかかわらず、全国至るところ疲弊し切った状況にあり、商店街イコール、シャッター通りと言われるくらい、まさに崩壊寸前の状況にあると言っても過言ではありません。

商店街におきましては、バブル崩壊後の長期にわたる大不況に加えまして、過去三回もの大店法の規制緩和、郊外型大型店等との熾烈なる競争や業態間、地域間競争の激化、さらには駐車場の不足、市街地大型店の撤退、後継者難等により衰退、空洞化が極度に進行しています。また、市役所や市民ホール等の公共、公益施設や民間の事業施設、さらには住宅等が郊外に移転をしまして、都市機能が著しく低下してしまったことも、空洞化にさらに拍車をかけています。

このようなことから、中小小売商は転廃業を余儀なくされ、私どもは商店街の仲間を次々と失っているのが現状であります。

先ごろ発表されました平成九年商業統計速報で、バブル崩壊直後の平成三年と平成九年とを比べてみますと、小売業全体の商店数は十八万店の減少となっておりますが、商店街の大半を構成する従業員四人以下の商店数は、百二十七万店から百六万店と二十一万店も減少しております。これは一七％の減少でございます。また、従業員数も、全体で三十五万人増加したものの、従業員四人以下

では逆に二百八十一万人から二百三十三万人と四十八万人も減少しております。これも同じく一七％の減少でございます。数字からも中小小売業の非常に厳しい実態が浮き彫りにされております。

こうした中で中小小売商は、地域社会と一体になり、地域の伝統文化、祭りの担い手として、また町内会、消防団、PTA等の地域団体の世話役として活躍する一方で、町づくりにも当然ながら懸命に努力しているところでございます。中心市街地の活性化、ひいては商店街の再生は、もはや中小小売業者個人の努力のみでは限界をはるかに超えております。

私も百四十万中小小売商、そして一万九千商店街といましては、今回の大型店政策の転換による町づくりの観点からの規制への移行自身は、世界の大勢に従ってより実効性のある規制を行うためのものと期待を込めて理解をしております。しかし、何分にもこれまでとは全く異なる大きな方針転換であり、しかも具体的な内容がいまだに不分明な点も多々あることから、今後のガイドライン等にゆだねられるところも少なくなく、本当に実効性のある規制がなされるのか、不安でいっぱいというのが偽らざる気持ちであります。したがって、これから申し上げます幾つかの点につきまして、これから申し上げたい。私どもが希望と勇気を持って現在の厳しい環境に立ち向かっていくことができますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、大規模小売店舗立地法について考えを述べさせていただきます。一点目ですが、立地法案の目的に、大型店の立地に関し、生活環境の保持のため適正な配慮がなされることを確保するとありますが、この生活環境とは何なのか、どの範囲までの環境を指すのか、まだ明確になっておりません。

これを仮に大型店出店に際しての交通渋滞、駐車場、騒音、廃棄物という狭義の環境問題に限定しますと、大型店の出店を事実上無規制にするの

と変わらなくなるおそれがあります。特に都市計画区域外の幅員の広い国道沿いで、しかも人家等のないような場所ですと、都市計画法の特別用途地区の制限も立地法の生活環境の規制もほとんど受けまいことになり、容易に数万平米の巨大な店舗を建てられるということになりかねません。

欧米諸国では、狭義の環境問題に加えて、身近な買い物機会の確保や中心市街地の空洞化の防止など、生活の利便や住みよい町づくりの観点からも広く規制が行われております。郊外での大型店の出店は極めて困難となっております。このように欧米では当たり前の、いわば町づくりや生活のしやすさの確保の観点からの規制が万が一にも生活環境の概念に入らないということになれば、私どもは到底承服することはできません。

したがって、生活環境は、経済的な面や住みよい町づくりといった観点を含む広い概念であることとをまずもって明確にしたい。たとえ第四、第五の指針や第五の届け出事項を定める省令では、町づくりの観点を含めて調整が行えるよう、業種、業態などを含め、具体的に明示していただきたいと思っております。その際、例えば市町村や公的な機関が町づくり計画を策定している場合、その計画に合致しない、または相当程度の悪影響を与える大型店の出店は、店舗面積を削減する等の調整も可能であることを明記していただきたいと思っております。

また、町づくりは地域の実情に応じ地域ごとに取り組むものであり、町づくり計画は地域が主体となつてつくり上げていくものであると考えます。指針の策定においては、地方公共団体が独自に新たな基準を追加することを認めるなど、地方公共団体の独自性が尊重されるよう十分配慮をしていただきたいと思っております。

さらに、指針や省令は制度の根幹であり、この制定に際しては広く私どもの意向を反映されるよう、その原案を国会や審議会等に提示して審議していただきたいと思っております。二点目ですが、地方公共団体の議する施策に関

する第十三条で、「地域的な需給状況を勘案することなく」とありますが、ただいま申し上げましたのと同じ趣旨でございます。欧米で採用されている住民の身近な買い物機会の確保や中心市街地の保護などの町づくりのための規制を行うことは、我が国でも問題ないことを明確にしたい。また、同じく第十三条の關係で、自然環境の保護、田園風景の維持、景観保全、高齢者保護等を目的として条例等で大型店の立地を制限することは、都市計画法や大店立地法との關係で何ら問題ないこともあわせて明らかにしたい。二点目ですが、新法では、都道府県の勧告に従わない場合にはその旨を公表することで大型店への制裁としておりますが、公表のみで全くペナルティーがないのであれば、特に昨今の時代、勧告に従わない企業も出てくるおそれがあります。万が一そのようなことがあれば、直ちに命令、罰則の追加など、必要な法改正を行っていただく必要があります。

また、勧告に関連してお願いしたいことがあります。生活環境に著しい悪影響がある場合、都道府県は大型店に勧告をすることができることになっておりますが、悪影響の基準をどこに置くのかは、まだ明らかになっておりません。車利用客中心の大型店の場合、平日は渋滞、駐車、騒音、排気ガス等の問題は余り発生してないが、土日は周辺道路は大渋滞、駐車場は満杯で路上は違法駐車車の車であふれているという状況が多く見られます。このような場合、悪影響の基準は、平日なのか土日なのか、あるいは週や月の平均なのかという問題があります。私どもは、週一日の数時間であっても、生活環境に著しい悪影響が予想されるのであれば、勧告の対象にすべきだと考えます。

四、大型店の開店後の問題についてです。大型店サイドの当初の説明内容と著しく異なり、悪影響が生じた場合において、専ら大型店の見通しの狂い等に問題がある場合には、大型店に

何らかの対応措置を講じさせるよう、運用上、措置する必要があると思います。

五項目ですが、第八条第二項で、地元住民等はだれでも、都道府県に対し、生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べる事ができることになっていますが、サラリーマンや農民、商人が大店立地法による生活環境等への影響を調査を行い、意見書をまとめるのは、極めて困難であります。地元住民等は、大店立地法が公表するデータ以外に公正で客観的な影響調査結果を入手することが当然必要となってきます。地元の個人、団体等が自費で影響調査を行うのは大変難しいことから、地方公共団体等が調査を行い、データを公表する等、都道府県等を指導していただきたいと思ひます。

同じく第八条第二項の関連で、地元住民などは意見書の提出でしかかかわりを持ってない制度になっていますが、住民、地域団体等の意見が都道府県等の意見に十分反映されるように、地域ごとに審議会等の意見集約の場を設けるよう、都道府県等を指導していただきたいと思ひます。

このほか、大店立地法施行までの期間、さらには施行後においても、特別用途地区の設定や町づくり条例施行までの間、駆け込み出店がないよう、予防措置を講じていただきたいと思ひます。

大店立地法関連では最後になりますが、既存大店の閉店時刻や休業日数が、新法施行後、直ちに深夜までの営業になったり、休業日数がゼロになるのではないかと心配する向きがあります。それらについては、新法により厳格に規制を行っていただきたいと思ひます。

以上、大店立地法につきまして、種々考えを述べさせていただきますが、同法が必ずや実効性あるものになるよう、先生方の特段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、中心市街地活性化法案について考えを述べさせていただきます。

本法案は、中心市街地が直面する空洞化問題に対し、地域の創意工夫を生かすつつ、町づくりを

進めるのに大いに役立つものと期待しております。

しかし、前段でも述べましたように、大型店の郊外への出店、市街地からの撤退という図式は、改正都市計画法や大店立地法の施行により一定の歯止めがかけられなければ、中心市街地活性化の効果は薄らぐことになってしまいます。本法の施行に当たっては、都市計画法、大店立地法、両法との整合性が十分に保たれる必要があると思われま

す。

ところで、中心市街地活性化法案につきまして、概要はある程度理解できるものでありますが、私も中小小売商は、その施策を活用するには具体的にとのような手順を進めていったらよいか、まだ確信が得られません。

基本計画策定に際して商店街は何をすればよいのか、TMOはどのようにするのか、整備推進機構は何をするところなのか、中心市街地の位置範囲はどうやって決めるのか、各省庁の窓口はどこのか、一本化されるのかなど、今後明確にしていただきたいと思ひます。早急に、基本方針や運用指針などの策定を通じて、中小小売商に広く周知徹底していただきたいと思ひます。

また、本法は、市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的、一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が緊密に連携して推進することになっております。しかし、従来からの縦割り行政からいいますと、市街地の整備改善は建設省が、商業等の活性化は通産省が、緊密な連携をせず、独自に進めてしまふという懸念がどうしてもつきまといまふ。今回はぜひとも、関係省庁が一体となり、うまく歯車を合わせて、強力に施策を推進していただきたいと思ひます。

最後に、これは建設委員会の審議事項と思ひますが、関連いたしますので、改正都市計画法案につきまして、一言意見を述べさせていただきます。

改正都市計画法案では、大変遺憾ながら、都市計画区域内の白地地域や区域外の農業、森林地域等での大型店の出店を食い止めることはできません。

ん。中心市街地のさらなる空洞化を防ぎ、都市機能を維持し、生活環境を保全するには、これらの地域での土地利用規制を法律できちんと整備することが重要であります。したがって、これらの法整備の検討を直ちに行っていただきたいと思ひます。

以上、るる御説明を申し上げましたが、私どもは、今まで営々と築き上げてきた私の店、都市の顔であり、人々が集い憩う我々の商店街を、地域生活者の支持を得ながら、将来にわたり守り続けたいと思っております。ぜひとも私どもの意をお酌み取りいただきまして、法案、附帯決議、指針、省令に反映していただけますようお願いを申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。(拍手)

○斎藤委員長 ありがとうございます。

次に、三村参考人にお願ひいたします。

○三村参考人 ただいま御紹介いただきました三村と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

私は、消費者代表として出てまいりましたが、私の団体は、長い名前の日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会と申します。この会は、消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントが一緒になりまして、昭和六十三年に通産大臣の許可をいただいて設立した社団法人でございます。

消費生活アドバイザーというのは、御承知のとく通産大臣の認定資格で、受験をして得られる資格でございます。それから、消費生活コンサルタントは、昭和三十七年から財団法人の日本消費者協会が養成しております消費生活コンサルタント養成講座を修了した者たちでございます。ちなみに、消費生活アドバイザーは、ことし三月に十八期生が誕生しました。それから、消費生活コンサルタントは、昨年十一月に三十六期生が修了いたしましたしております。

そういう中で、消費生活アドバイザーというのは企業と消費者のかけ橋としてつくられたもので

して、それから消費生活コンサルタントは、昭和三十七年という、まだ消費者という言葉すらも確立していないころに養成がスタートしたというところから考えられますように、やはり消費者の知恵袋として養成されてきました。一貫して今現在も消費者の知恵袋として養成されておりますので、消費生活コンサルタントは消費者団体の中で活動している者もおります。消費生活アドバイザーの多くは企業との消費者相談の窓口、お客様窓口等におりますので、したがって、消費生活アドバイザーで大型店のお客様相談窓口等に勤務している者も、私どもの会員の中にはたくさんおります。私どもの中のもう一つの消費生活コンサルタントは、消費者の知恵袋として養成されたので、消費生活センターの中で消費者相談に当たっている者が圧倒的に多いというような状況でございます。

要するに、私どもは、いかに消費者を守っていくかということとつくられた消費者問題の専門家集団でありまして、おしゃもじな言つと主婦連さんにしかられてしまひますが、プラカードを持って消費者運動を展開するとか、駅の前に立ってチラシを配るというような形の運動はやっておりません。ただ、消費者の知恵袋にもなっておりますので、消費者の足腰を強くするための支援をやっているというのが現状です。

長くなりました。それではきょうの本論に戻りまして、私は簡単なレジュメをつくってまいりましたが、現在の現行法で消費者は守られているのだらうかというところなんです。私は、埼玉県の中で意見聴取会議の委員もさせていただいているのですが、そういうところに行きまして消費者代表の意見というのを聞いてみますと、消費者代表は、確かにしっかりと消費者代表ということを確認して来られている方は意見、異議はほとんどないと言っているのではないと思ひます。

ただ、消費者代表をだれが選ぶかというのがあるものですから、消費者代表の方が周りの商店街に気を使う、あるいは商店主の方に気を使うとい

う形になりますと、面積は大き過ぎるのではないかと時間をどうしようかというふうな話が出てくるのですが、消費者としては、今の現行法の四項目の調整項目の中からいえば、いろいろの意味で消費者利益を得られる部分というのはあるわけですから、消費者としては現行法の中でどうこう申し上げることはほとんどないと思うのです。

ただ、もう既に役に立たなくなっているというのを、私が出ております審議会でもそうですけれども、大幅に大きな面積で要求を出しておかれて審議会で削られることを初めから念頭に置いて出してくるというふうなのが、いささかそうではないかと見られる嫌いがたくさんあるわけです。審議会の席でもそういうことをおっしゃった委員の先生がおられました。そういう形で調整していくことが何の役に立つのだと消費者側としては思わざるを得ないわけです。

例えば、一日か二日休日日数を削減するということが、たつた一日削減することが、それは周りの商店街から見れば大変な影響かも知れませんが、消費者側から見れば、いつ行ってもその店があいているという便利さのようなのがあるわけですから、一日ぐらいいいではないかと思われ、そのために面積を大幅に減らさなければならぬという形で出てくる、そういうパーটারのとおり方で今の四項目の調整はもうできないというふうには私は思っております。

小さい商店の方から見ればそれがどれだけ影響するかというのがあります、私が出ております意見聴取会議でも、三十平米ぐらいの小売店の店主の方が、余り大き過ぎて想像できないということをおっしゃいまして、どっちも競争にならないのだからどうでもいいよというふうな捨て鉢なことをおっしゃった意見聴取会議の委員の方がおいでになりました。埼玉県でやっている意見聴取会議ですから二種なんです、そういうことをおっしゃった方がおいでになりました。私は、そ

れではないけない、競争できないというのではなくて、いかにその中で自分が生きていくかという競争をしなればいけないのではないかと思っている、意見聴取会議の方からそういうお言葉をいただいてしまうと、消費者側の人間としてはとても悲しい思いをせざるを得ないということになるわけです。

さて、昔は、行き着いたところにスーパーマーケットがあつて、ちようどお寺の門前町のような形で商店街が発展していきというふうな店がたくさんありました。私も昔、あるスーパーさんの一日お客相談というのを窓口で受けたことがありますが、そういうときに集まってこられる消費者の方に呼びかけてはいろいろのことを聞いてみた経験があるので、その当時は、野菜はスーパーで買うよりも門前町の方で買った方がいいんだというふうなお話がありました。今は一概にそうとは言えないのかもしれませんが、やはりそれをねらって努力をしているお店に行ってみると、それだけ買った野菜のもちがいというふうなこともあるわけです。

実際にそれを見てみると、男の方はそれをなさる方は余りいらいしやらないでしようけれども、幾つかの店を回ってやってみますと、同じホウレンソウでもちが全くと違ふということもあるわけです。このお店は努力しているなと思うとまたそこに行こうということになるわけですが、そういう門前町があつて、品ぞろえの豊富なものはスーパーマーケットに行つて買つて、安い物、それから自分が望むような差別化した商品、特に品質等の差別化したものを選びたいときにはその門前町の中の小売店で買えるというふうな形の商店街が発展していったころは、私はとてもうまくいっていた時代だったのではないかとこのように思うわけです。

今こんなぜいたくなことを言つてはいられませんが、私自身も欲しい物があつていろいろなところを探して歩いた。結果、小さな町の商店の中にそれが置かれていて、とてもうれしい思いをした

という経験があります。例えば、特にテレビでコマーシャルが流れると、買いたいという消費者が出てくるわけですね。ところが、マニアクな商品じゃない限りはどへ行つたつて買えるだろうと思つて行つてみても、なかなか置いていない。それはその時期というののももちろんあるのでしょうけれども、実際には商店のスペースに置けないというけど、大型店でもあるのだと思います。ですが、現実には小さい商店がどれだけそういうことを、消費者が何を望んでいるのかをわかつたう努力をやつてくださつていただろうかということとを私は訴えたいと思います。

さて、埼玉県のある市が行つた市民の購買行動調査の結果では、広告を読む主婦は、市内の商店だけではなくて、市外の商店までも広告をにらみ合せて買ひ物に行くという行動が明らかに出ています。そういう中で、アフターサービスが望むような物、自分で持ち運べないような物はできる限り近くの店を選んでいくということもあるわけですが、そういう消費者行動にあぐらをかいてる商店があれば、きつとまた同じような商店に食われていくということになるのではないかと、今、これまでのように何かの形で小さい中小商店が保護される時代は終わったのではないかとこのように私は思っております。

さて、最近では郊外に出店する大型店がふえてきているわけですが、そのために裏で泣いている消費者もいるということ、それも忘れてはいけなないと思います。車に乗れない消費者、あるいは高齢化している消費者、例えば私が聞いた一つの例で申しますと、いつもはバスに乗つて行くけれども、大きな商品を、お布団の打ち直しを頼みたいと思つたけれども、バスには持ち込めないの、自分のシルバークーを引いて一キロ、二キロ先まで行つた。こういう話を聞いてみますと、これは確かに電話一本で商店に来ていただくことが可能な物を自分で行つたというのは、考え方が見ればつまらない努力だったのではないかとこのように思は

ますが、毎日の買い物になりますと、高齢者として自分で買ひ物に行かなければならないときに近くに商店がないというのは、とても悲しい問題になるわけです。

そういう中で、もし商店街で配達を受けるというふうな形の努力をした店が出てくれば、必ずお客はそこについてくるということも言える。それで、私が住んでおりますところでも、スーパーマーケットが、チェーンストア等のマーケットが、ちゃんと配達をやつてくれているところも出てきています。コンビニさんもお金を払えばお弁当の配達をしてくれるという、高齢者にとってはありがたい動きも徐々に出てきているということもあるわけです。

私は、そういうような努力を重ねた結果、いい方向に向いた商店等に対して、商店街等に対して、お金を出すのではなくして、これを世の中にPRしていくのが行政の保護ではないか、これからの保護というのはそういうものではないかというふうに思うのです。お金をつぎ込むことで親方日の丸であぐらをかいていくような状況では、今、もうこれからは伸びていけない時代に来ているのではないかと思ひます。

さて、その次に、時間がなくなつてきましたので先へ行かせていただいて、新しい法律ができて、この法律は、私たちにとっては、特に地域に住んでいる、これからは消費者というよりも住民といつた方がいいのかもわかりませんが、住民にとつてはとてつとてありたい大型店が出てくるに、一番気になつてきたことを規制の対象の中に入れていただけたということになつたわけですから、とてもありがたいことだというふうには私は思っております。

私が出ております意見聴取会議の中でも、はつきりとごみはどへ捨てるのですかというところをおつちやつた若い主婦の方がいらつしやいました、どこに捨てるかというところはとうとう最後までそこではおつちやしませんでしたが、絶対に迷惑はかけないというふうに出店者の方は言われまし

た。そのときに消費者の方は、町の焼却場は使ってもらっている。町の焼却場はもういっぱいなんだから、それはもう絶対に使ってほしくないということをはっきりおっしゃられまして、それがはっきりしないと私はオーケーはしたくないというところまで何度も発言なされたという例が、一つ顕著な例として挙げられるわけですが、実際は、住民としては、それはとても問題になっております。

そして、特に、どうでしょうか、ダイオキシン問題。こんなに問題になっておりますダイオキシン問題は、住民の力が大きく力になって今この問題の洗い出しがなされているという状況ですね。私が記憶している中でも、二十何年前に私がこの道に飛び込んだときにダイオキシン問題は既に出ておりました。出ておりましたのに、どうしてこれが問題にならないのだらうかとさんざん思っております。出てきたところ、ここへ来て、二十年もたつてこの問題が出てきたのは、住民の力だったということが言えると思います。この住民の力は、これから大型店が出店していく上でも、自分の問題としてとらえていく時代になるのだというふうに思っています。そういう中で、もしも約束したことが守られないとすれば、住民は大きく立ち上がってくるのではないかとこのように思います。

それから、出店規制の町づくりが大事だということ、消費者にとってもとても大切なことですが、先ほど石原先生も同じことをおっしゃっておいでになられました。出店規制の陰になつてしまふ形で、町づくりが表に出て規制が働くような出店しにくいような形にならないことを私は願っております。

治体が条例等をつくることで自分の町に合った規制をかけていくという形にしたいという意見がないわけではありませんが、私は、ここまではどこに出店しても同じだという一つのレベルは必要だと思えます。その一定レベルのところまではスタンダードを国がつくって、そこから先、ここから先は地域でなければ議論できないというところを条例でかかすというべきであって、初めから条例で行っていくというには、私は反対したいと思います。

それから、消費者や生活者が監視しやすくするために、一般住民に公告縦覧を簡単にできるように何らかの手段を講じてほしいと思います。一体何ができるのだということになるのですが、説明会の開催は、できる限り、例えば町内会の回覧板で回して説明会に人を集めるとか、それからPTAを活用するとか、いろいろな方法があると思いますが、身近なところで新しくお店が出てくる通知、知らせは出せるような方法をきめ細かくやっていただきたい。

それから、意見提出はしたけれども、そのした意見がどういうふうな反映されたのかというのが全くわからないという状況では困るので、それもわかりやすい方法での情報を返していただきたい、こちらの出した意見に対して回答を返していただきたい。必ず、出店してからそれは守っているというところがわかるように、こういう形で守っていただくことになりましたというのを返していただければ、地域の住民はそれをめどにして監視していくことができるということになります。

今私が申し上げてきましたのは大型店ということとで言っていました。新しく出店する店ばかりではなくて、既存の店も環境問題については全く同じだと思えますので、それも意識していただきたい、地域の商店も、自分たちが一緒に足並みをそろえていくという意識を守っていただきたいというふうに思います。

弱おりますが、全国で会員が一人もいない県はあります。それぞれ地域に拠点をつくってありますので、その人たちが地域のリーダーとして住民を引っ張っていくと私はとてもうれしいと思っております。その努力を私の会としてもしていきたい、消費者問題の専門家としてリーダー的な役割が果たせるような形で地盤づくりもしていきたいというふうに思っております。

以上です。(拍手)

○斎藤委員長 ありがとうございます。

次に、宮岡参考人にお話をいたします。

○宮岡参考人 全国市長会の副会長を務めております島根県松江市長の宮岡でございます。

商工委員会の先生方には、日ごろから、都市自治体の円滑な行政運営と地域の商工業の発展のため、格別の御理解と御高配を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、私も都市自治体にとりまして最大の懸案事項となっております都市市街地の活性化等に関し発言の機会をいただきました。深く感謝を申し上げます。

さて、都市において中心市街地は、ショッピングやにぎわい、交流の場などを提供し、都市としての機能を高めることにより、いわば都市の顔として極めて重要な役割を果たしてまいりました。しかし、近年、急速なモータリゼーションなどの進展によりまして、市民生活が車中心のライフスタイルに変化するとともに、大規模小売店舗の郊外への展開、あるいは道路、駐車場などの都市基盤施設の整備の遅れ、また、地価高騰の影響などを背景に各都市の中心市街地の空洞化が急速に進んでまいっております。このことは、大都市や地方中核都市だけでなく、人口の減少や高齢化の進展などに悩む小都市におきましても大きな問題になっておりまして、まさに全国的な危機であると認識をいたしております。

昨年、全国市長会が全市長に対し、アンケートを実施いたしました。その結果は、中心市街地衰退の問題が最重要な課題であるとする意見が一番

多く、今後中心市街地の整備を重点的に行う必要があると回答した市長が六割近くを占めております。こういったことから、全国市長会といたしまして、早急に取り組むべき重要な課題であると認識し、中心市街地活性化対策研究会を設置し、私が委員長を仰せつかり、中心市街地の活性化対策のあり方を研究、検討いたしてまいりました。その結果を昨年十二月に意見書として取りまとめ、各方面に提出し、強く要請を行ったところであります。

意見書は三点を骨子としております。まず第一点は、地域が一体となった活性化対策の推進についてでございます。第二点目は、中心市街地の活性化に向けた基盤整備についてでございます。また第三点目は、商店街等の活性化、すなわち商業振興について述べております。

中心市街地活性化施策を効果的、効率的に推進するためには、都市自治体为中心的な役割を果たすことはもちろん、国、地方公共団体、商店街等が一体となり、地域の実情に基づいた柔軟な施策を展開し、地元の機運醸成を図ることが重要であります。特に、国に対しては、各省庁における類似施策の連携強化による総合的支援策を講ずるとともに、商店街活性化のための金融、税制優遇措置の創設等を求めたものであります。さらに、中心市街地の持つ商業あるいは業務機能はもちろんのこと、文化・教育、福祉医療、居住等の都市機能の充実を図り、これを支える道路、駐車場、公園、河川などの基盤施設や鉄道、バス等の公共交通手段の整備充実を図ることをお願いしたものであります。

ここで、せっかくの機会でもございますので、この意見の内容とあわせ、私も松江市の事例につきましても若干述べさせていただきます。と存じます。

松江市は、島根県の県庁所在地で、人口十五万人、地形的には、東西に流れる川によりまして中心市街地が南北に分断をされ、南はJR松江駅周辺、北は松江城や県庁周辺に商店街が存在してお

ります。大型店舗の床面積は現在五七%と、全国的な数字から見ると高い状況になっております。中心部の空洞化、郊外への大型店の進出など、全国共通の都市問題を抱えております。

ここに、今から四年前、平成六年の春でございますが、JR松江駅に近い工場跡地に、二万二千平米弱の山陰最大の売り場面積を持つ大型店がオープンを行いました。売上高、床面積ともに全市の一〇%を超えるものでありまして、市内の大型店同士の競争激化と中小商店の地盤沈下に伴って、この四月から、北部商業地の核店舗として、この四月から、北部商業地の核店舗として、市内唯一のデパートが改築、移転、オープンし、南の松江駅周辺にはデパートと先ほどの大型の量販店が並び、再びにぎわいを取り戻しつつあります。一方、北部の商店街は、核店舗のデパートの移転によりまして大変大きな打撃を受けている実情でございます。

このように、平成六年の大型店の出店を契機に、大型店同士の出店と退店による大型店舗間競争と南と北の地域間競争が激しく、商業地図が塗りかえられ、商店街への影響ははかり知れない現況でございます。

現在、中心市街地活性化対策を効果的かつ効率的に展開しようと、市街化区域の四分の一に相当する約六百ヘクタールを対象に、中心市街地活性化に関する基本計画の策定に着手をしているところでございます。

南の駅周辺では、近年、県と市による駅前再整備事業が施行されておりまして、駅前道路の拡幅あるいは地下駐車場の建設とかバスターミナル、遊歩道整備、公益ビルの建設等が進められております。これらを整備とあわせ、先ほどのように相次いで進出した大型店を核としながら、中小の小売店舗が共存できる商業振興を図り、広域商業

地域化を図りたいと考えております。

一方、核店舗を失った北部の商業拠点に対しては、周辺を取り巻く観光施設と連携を持たせながら、商業、観光をうまくミックスした新しいスタイルの商業拠点として再生をしてみたいと考えております。

また、かねてから中心市街地活性化に公共交通を取り入れてまいりましたが、さらに、商業振興のため、駅周辺の大型店と既存商店街内一キロメートル余りを往復する簡易なバスを導入したいと考えております。

また、商業振興につきましては、TMO、タウンマネジメントの制度の活用について商工会議所と既に協議しながら検討を進めておりまして、育成や独自の支援策も長期的に講じていきたいと考えております。

以上、本市の現況と今後の考え方の一端を申し上げましたが、中心市街地の再生、活性化は極めて厳しい面もございますが、今取り組みを開始すれば、近い将来中心市街地が再生する可能性もあると確信をいたしております。引き続き取り組みを強めていきたいと考えております。

さきに成立いたしました平成十年度予算におきましては、大変厳しい財政状況の中にもかかわらず、中心市街地の活性化関連のため、十一省庁にわたる知恵を絞った積極的な内容を盛り込んでいただき、感謝をいたしております。また、先般決定されました総合経済対策におきましても御高配を賜り、まことにありがたく存じている次第であります。

この上は、当委員会が御審議をいただいております中心市街地の活性化法案の早期成立とあわせて、この機会に三点についてお願いを申し上げます。

まず第一点は、各都市の意向の尊重についてでございます。

中心市街地の活性化対策は、各都市の実情に合った対策が必要と考えられます。今回の法案においては、基本計画を市町村が作成することとする

など、いろいろ御配慮いただいておりますが、計画の実施等具体的な施策の展開において、各都市の意向が最大限生かされますようお願いをいたします。

次に、第二点は、各省の連携と窓口の一元化についてでございます。

活性化対策は、今回の法案に各般の施策が掲げられているように、各分野の施策を連携させながら、総合的な戦略のもとに進める必要があります。そのため、各省の施策の実施に食い違いが生ずることなく、適切なタイミングに必要な施策が円滑に実施されますよう、各省の窓口設定のあり方を含め、各省間で密接な連携をとっていただきますようお願いをいたします。

第三点は、事務の簡素化についてでございます。法律に基づく事業を効果的に実施するため、関係する事務については、できるだけ簡潔に行われるよう御配慮をいただきたいと思います。

次に、大規模小売店舗立地法についてであります。本法の運用主体は都道府県及び政令指定都市であります。本法が、交通渋滞、騒音、廃棄物など都市環境への影響だけでなく、中心市街地活性化の取り組み等との整合性にも留意した関係市町村の意見、実情を十分反映させた運用をお願いしたいと存じます。

以上、都市の立場から意見を申し述べさせていただきます。ただ、地域の商工業の発展のため、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、諸先生におかれましては、引き続き絶大な御力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、大変貴重な時間を拝借させていただきました。心から感謝申し上げます。まことにありがとうございます。

○斎藤委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○斎藤委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原委員 自由民主党の石原伸晃でございます。五名の参考人の皆様には、貴重なお時間、貴重な御意見を賜り、心から感謝申し上げます。思いいます。限られた時間でございまして、適宜質問をさせていただきます。

私は、三村参考人がお述べになりました言葉が大変印象に残りました。中小商店が保護される時代は終わったが、人口の高齢化あるいは車のない人など、泣いている消費者の方がたくさんいる。私も政治に携わる人間は、やはり社会的に弱者と云われる人たちに對して十分な配慮をなしていかなければならない。そして、三村参考人が最後に申されたように、身近な商店街は守っていくたい、私もまさに同感であります。そのためにどうすればいいのか。これまでの大店法にかわる大立法あるいは都市計画法の一部を改正することによりまして、また、衰退してきた中心市街地を活性化するという意味で、今回、このような法律案を準備させていただきます。議論が続いてきたところでもございます。

そこで、私は、冒頭、石原参考人に御質問をさせていただきます。石原参考人は、都市における商業の役割、これを効率性と有効性というファクターで切り分けております。私は、この有効性という中で、町づくり、そして地域社会としての商店街というものを無視してはならない、この言葉が非常に印象に残ったわけでありました。

学者の先生から政治家が日ごろ言っているようなお話を聞いたことは意を強くしたわけでございますけれども、地域社会の中での商店街の役割、こういうものはこれからどういふものになるのか、お話を聞かされたらいいと思っております。

○石原参考人 地域社会の中で商店街がどんな役割を果たすのかというお尋ねでございますが、な

かなが簡単に言える問題ではないとは思いますが、御指摘のように、一つは、非常に利便性のある買い物施設ということでありますけれども、それだけではなくて、コミュニティの形成ということが非常に大事なのだというふうに思っております。その意味では、商店街であればコミュニティの形成に役立つかと言われると、それもまた一概にはいかないわけで、商店街の方が地域の中にお住まいいただくというようなことが重要になると思っております。商店街だから確実にそうだとはいえないと思っておりますけれども、一つ挙げると言われれば、そんなことが大変大きなことではないかというふうに思っております。

○石原委員 石原参考人に、引き続きもう一回だけお聞かせ願いたいのでございますけれども、石原参考人は、郊外開発の問題に触れまして、人口の郊外化への対応を現状は超えているという御認識を示され、大規模な開発については何らかの管理が必要ではないかというお言葉を述べられておりました。私も、やはりこの部分は非常に重要なところだと思っております。

今回、私も、都市計画法の一部を改正することによりましてこの問題に対処していこう、簡単に言いますと、用途地区の種類の法令による限定を撤廃する、そして、地方自治体にフリーハンドを与えるということなんですが、この方法だけで、今石原参考人が御指摘された過度の郊外化、大規模開発というものに対してある程度の管理というものができるとは思えないのか、そこをお聞かせ願いたいと思っております。

○石原参考人 特別用途地区につきましては、市街化区域の中での上塗りということになってございまして、恐らく、郊外地区というのはほとんど対象外になるのではないかとこのように思っています。その意味では、郊外における開発を何らかの意味で管理するという手段としていけば、今回の都市計画法の改正、特別用途地区の自由化というのは不十分であるというふうに思っております。

○石原委員 私、今、石原参考人の陳述にありましたように、この部分だけでは法律的には十分ではないと思っております。これに対応する何かを早急に見出していかなければ、この身近な商店街というものを守っていくこともまたできないのではないか、こんなふうに考えております。

続きまして、小林参考人にお話をお聞かせ願いたいのでございますが、小林参考人が、必ずしももう手を挙げて賛成とは申し上げられないのは残念であるというようにおっしゃられたわけでございます。冒頭、お断り申し上げたいと思うのですが、けれども、私たちは、平成七年三月の規制緩和推進計画、閣議で決定された政府の方針でございますけれども、経済的規制は原則的に自由である、そして例外規制、社会的規制についても必要最小限なものに限るという原則を打ち出しております。この問題の処理に当たっておりますので、そのところは御理解を賜りたいと思っております。

そこで、御質問でございますが、小林参考人が申されました中で非常に印象に残ったのは、個性ある中小の専門店と魅力ある大型店が共存共栄を図りつつあるというような視点で議論をされていることが大切だという御提起がございました。また、松江の市長の宮岡参考人も、松江市の実情に触れられまして、二万二千平米のものか私もちよつと想像できないのですが、そういうものと中小の商店街が共存できるような商業環境の整備に御尽力をされているのだという話があったのですが、小林参考人は、大店側だけではないという御意見もございました。また、私は、今言われました、共存共栄を図っているのだという具体的な姿をぜひお示しいただきたい。そしてまた、今、参考人がこのようにことをやろうというようにお考えがございましたら、この点についてお示しをいただければと思っております。

経済活動というのは自由に、そして規制というのはない方が創意工夫というものがどんどん生まれて、日本の商人といいますが、日本の小売商というものを御信頼いただければ、何も規制していただかなくてもお客様のために十二分に哲学を持って果たしておりますということを申し上げたかったのだ、えらい言葉足らずで申しわけないと思っております。

今お尋ねの、商店街の方あるいは零細店の方たちの共存共栄問題、これは非常に古くて新しい問題でございます。私も四十六年間事業をやっておりますが、私ども時代というものの変化、これがお互いの小売店同士の差をつけてしまふ。

現在一番大きな問題は、やはりライフスタイルの時代に来ているということでございまして、戦後は物が足らなかつたというときでございまして、これは大型店であらうと小型店であらうと、い商品を生産供給する。したがって、大量生産された物を大量に販売をしていく、大量消費なされる、こういうパターンが長く続きました。

その後、第一次オイルショック後大きな変革がございまして、今から大体十五、六年前でしようか、当時から社会的に大型店、あるいは小型店におきましても業態的に変化が出てきた。その変化は、もう必需品についてはいっぱい持っている。現在の個人消費も実はそこ起因がございまして、必需品については、安くしても十分あるからそれでいいんだ。こういう点でございまして、そういう物販の業態のところに、現在の三百兆近い個人消費のうち約四〇％が物販でございまして、そこにひしめき合っている、ここが一つの焦点のずれというところがあると思っております。

はラーメン一本、すしはすし一本という方が非常に個性がはつきりしていて、すし屋さんラーメン屋さんも繁盛している。生活必需品の時代から、個性的な、職人的なプロの腕を振るうことによつてお客様に大変好まれるといういましでしょうか、そういう時代になってきた。

今、第三段階に入つてまいりまして、ライフスタイル時代というのは、どういふときにラーメンを食べるのか、どういふときにすしを食べるのか。家の中ではないじゃないか、それは車の中で食べるのか、あるいは劇場へ行つて食べるのか。そのライフスタイルによつて、同じすしでも大阪すしの押しすしがいい場合もありまして、江戸前がいいというのもありまして、いろいろなライフスタイルによつてすし屋さんも変化をする。こういう第三段階に来ているわけでありまして、でも、もつとこれを規制緩和していただいて、大型の我々の施設をつくる場合も、集客力については私たちの方がいろいろなものを持っていますから、十分に御便利いただけるだろう。

そして、雇用問題についても、我々の方は一カ所つくりまして千人あるいは二千人、超大型の町づくりになりますと三千人以上、そういう雇用を持つておりますので、製造業の方よりもはるかにいい雇用を我々が引き受けているということもございまして、雇用問題でその市、地域との共存共栄というのは大変大きなものがあります。

それから、今申し上げた個人商店の方たちとの、ライフスタイルによる個人の個性のある経営をなさる方たちとは大変いいコンビネーションが組める、そういうように私どもは自信を持って言えると思っております。

以上でございます。

○石原委員 ライフスタイルの時代という新しい言葉も教えていただきました。ぜひとも、共存共栄というものを具体的な姿で日本各地で示していただくとともに私からもお願いを申し上げます。

それでは、引き続きまして一九参考人に御質問

をさせていただきたいと思ひます。

一丸参考人は多岐にわたりまして御意見を開陳されておりましたが、私が非常に印象に残りましたのは、やはり住民や地域団体の意見が述べられる仕組みをつくるべきである。

私もその点には配慮をするということで、この法律案の八条の二項で、市町村の区域内に住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所または商工会、その他市町村に存する団体等が周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、都道府県に対して意見書を提出し、これを述べることでできるといふような配慮はしたつもりでございまして、もう一步、一丸参考人のお話は、過去、大店法の中で、平成三年でございまして、商調協がなくなつた後、意見集約会議といふような形で地元の方の意見を聞くような場を設けてきた、これにかわるような何かをつくつたらどうかといふような御提言に聞かされたわけでございまして。

私も、地域の人々の意見を十分踏まえて、これらの出店等の問題については、あるいは地域環境の保全といふ問題については行ふことが重要であると考えますので、審議会といふお話であつたのですが、どのようなところにどのような機関を設けようといふお考えなのか、もう少し具体的なイメージがございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○一丸参考人 あの中で審議会といふ言葉を申し上げましたが、一応これは一つの仮称みたいなもので、要するに、先ほど先生がお話しになりました、いわゆる大店法が最近まで意見集約といふことがございます。実際には、正直申し上げて、ほとんど形式的なものだつたと思うのです。ですから、通産局から指名で問い合わせが来て、それに対する答えをしたり、また、商工会議所の町づくり委員会といふのがありまして、それは前の商調協と同じようなメンバーにはなるのですが、内容的には、出た案件に対して我々が意見を述べて、そし

てそれを商工会議所がまとめて県なら県の大店審に出すといふことで、結果的には大店審において結論が出たといふことになるわけでございまして。

ですから、今度新法になりますと、やはり住民の声といふものを十分に聞き取つていただきたいといふことが私も私の願ひであります。ですから、これはもう各界各層、我々商業者だけではなくてみんなの声を聞いてもらおう、何かそういうものがぜひ欲しい、それを参考にして結論を出していただきたいといふのが願ひでございまして。

○石原委員 私も一丸参考人とまに同じ立場をとらせていただきたいと思ひますし、地域の住民あつての大型店であり商店街であるといふ認識に立つて、多くの方の意見を吸収できるような、運用面で対応できることについては十分に対応していきたい、こんなふうな考えでございまして。

それでは、質問を続けさせていただきますと思ひます。

三村参考人、先ほど三村参考人のお言葉をちよつとわかりましたのですけれども、先ほどは、政府がお金をつけたことではなくて、配達や経営努力をしてる商店街についてPRをするようなことを国も地方も行うべきだといふ御意見であつたのですが、ちよつと抽象的な質問で恐縮なんですけれども、消費者の立場に立ちまして、守つていくべき身近な商店街といふのはどういふ商店街をイメージされてるのか、具体的なものがございましたら、お聞かせ願ひたいのでございまして。

○三村参考人 先ほど申し上げましたように、私は、買つてくれるお客さん、顧客といひますか、それをイメージした上で商品選定をしていふようなお店といふのは必ずお客がついてくるといふふうな思ひでいますから、そういうお店はできる限り守つていきたいといふふうな思ひでございまして。

それに、今こつといふ言葉はもうちよつと通じないのかもしれないが、私などにとっては、幾ら家庭の中の冷蔵庫が大型化したとしても、近くの商店といふのは冷蔵庫がわりだと食料品について

は言えないこともありませんので、そういうところはやはり存続してほしい店だといふふうな思ひでございます。

○石原委員 ありがとうございます。時間も最後になりましたので、最後に宮岡参考人に御質問をさせていただきますのでございまして、中心市街地立地法の方につきましましては、三点についての御要望がございました。また、大店舗立地法の方についても、市町村の声といふものを十分尊重できるような仕組みをつくつてもらいたい。

今回の大きな改正は、権限といふものを都道府県に持たせる部分があると思ひますのですけれども、都道府県と市町村の商業行政あるいは町づくりの役割分担、これについて、宮岡参考人はどういふ形が望ましいのか、御意見がございましたら賜りたいと思ひます。

○宮岡参考人 今回の地方分権におきましても、できるだけ市民に身近な行政はすべて市町村へ、こつといふ原則に立つておりました、今回の立地法その他も、本来は、市町村に権限を移譲していただきますと、大変結構ではなかつたかと私は思ひます。ただ、都市の規模によりましては、自分の市域だけではなしに、隣の、先ほどの都市計画の白地地域とか、そういうところにも思ひない大きなものがございまして、実際被害を受けるのは自分の市域内の商店街である、こつといふ事例もございまして、都道府県に今回の権限が移されたのではなしに、こつといふふうに理解をいたしておりました。

したがって、これから単に商店街の商業規制といふのではなしに、町づくりの上に立つた、あるいはまた生活環境に立つたいろいろな役割を県と市町村が分担しながら、いかに地域の魅力ある顔づくりができるか、こつといふことをやっていくべきではないか、かように思ひます。

○石原委員 五名の参考人の皆様には貴重な御意見を賜り、重ね重ね御礼を申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○斎藤委員長 次に、松本龍君。○松本(龍)委員 どうも御苦勞さまで。民主党の松本龍と申します。

連休明けのそれぞれ御繁忙の時期に、五名の参考人の皆様には快く委員会で意見陳述をしていただきましたことを、心から、改めてお礼を申し上げます。この法案、ずっと考えてまいりまして、昔はどうだったかといふことをちよつと思ひ出ししているところでありまして。

私は昭和二十六年生まれで、子供時代を昭和三十年代に過ごした者であります。あのころは、私も福岡市の小さな町に住んでおりました、小さな店がいっぱい並んで、ある店では、冬には練炭を売つて夏は氷を売るといふような店がありました。貸し本屋があつたり、おもちゃ屋さんがあつたり、文具屋さんがあつたり、それぞれ、小さな町でしたけれども、活気があつたわけでありまして。こつといふところは、まさに伝統や文化もありました。地域のコミュニティもあつた。祭りや消防といふこともありましたし、先ほど一丸参考人が言われましたように、地域の中にさまざまな要因を含んでいたといふふうに思ひます。

あるいは教育や治安といふところまで、こつといふものが担つていたのではないかとこつといふふうに考えているところでありまして。

ある人が、四、五年前でしたか、こつといふことを書いておりました。昔は、貧しいながらも小さな家にスイカが一個あつたけれども、このころは、家は大きくなつてお金もたくさんふえてきたけれども、スイカが半分か四分の一しか家にない、これが果たして豊かになつたのだろうか。今、二十四時間物が買えて、こつといふ時代になって消費者としては便利になりましたけれども、何か、ノスタルジーではあつたけれども、昔のこつといふ時代も捨てがたいといふのが、私の個人的な正直な感想であります。

大店法の改正につきましては、私は、七年前のあの商調協が廃止された改正のときに、私個人で

ありますけれども、この大店法の問題は町づくりあるいは土地利用あるいは都市計画の中でやるのが筋なんだなというふうに思っております。やと七年たつてこういう状況になったのを、ある意味では感慨深く思っているところであります。

最初に、石原参考人に御質問したいと思っておりますけれども、昨年の十二月、通産省の産権審あるいは中小企業政策審議会のそれぞれの流通部会の合同会議がありまして、答申が出されたわけですが、その答申に加わられた経緯、そしてその答申の中から今日の大店立地法あるいは中心市街地法さらには都市計画法の改正といったものに変わつてきて今日に至つたわけですが、その辺の、あのときはこうだったけれどもちよつと違ふところとか、こういうところはうまくいったとかいうところがありましたら、まず、お聞かせを願いたいというふうに思っています。

○石原参考人 私、合同会議の一員に加えていた大きな議論には参画させていたいたので、大きな政策の転換という意味では大変難しい時期だと思ひますけれども、先ほども申し上げましたし、松本議員さんもおっしゃいましたように、やはり都市計画といいますが、地域の観点から小売商業を考へることが大事だといふのは、抽象的にはそうだと思いますし、そのことをどう具体化していくかという作業の一コマとして今進めていただいているというふうに思っておりますので、特段状況が変わつたという認識は、ここ数カ月の間に持つてゐるわけではございません。

○松本(龍)委員 それでは、石原参考人と小林参考人、御両名にお伺いしたいのですけれども、小林参考人が先ほどおっしゃつた中で、生活者にとって一番近いところに位置する業界の代表という立場で来られたというふうに言われました。生活者というものは、まさに地域住民というふうにとらえてもいいと思ひますけれども、先ほど言われました中で、いわゆる自治体の横出しや上乗せの独自規制が大変頭痛いというふうに言われた

わけです。そういった観点からいふと、私は、住民の合意形成といふのがこの両法案は一番重要な点だろうというふうに思っております。

そういう意味では、住民の合意形成ということを図る中で、先ほど石原参考人も言われましたように、そういう観点から、あるいは練られた都市計画であれば、これに担保を与えなければならぬといふふうにおっしゃいましたけれども、石原参考人の文庫を読ませていただきましたら、この法律が施行されると自治体によつて差異が出てくる、いろいろ異なるつてくる、それを覚悟しなければならぬといふふうな文庫で読ませていただきました。その辺の住民の合意、そして自治体の横出し、上乗せも含めて、そういったものは困るのだという小林参考人のお立場、そして、自治体によつて差異がでるのには覚悟しなければならぬといふ石原参考人のお立場から、それぞれお答えを願ひたいというふうに思っております。

○石原参考人 地方自治の時代を迎えまして、自治体に判断を任せる、権限をゆだねるといふことになりましたと、当然のことながら、自治体それぞれの立地環境なり抱えております問題が異なるわけでございますので、一律にというわけにはいかぬのだからというふうに思ふのです。その意味で、自治体間に差異が出てくるということはある程度までは避けられない。特に結果といひますが、内容面については当然出てくるを得ないのだと思ふのですが、その意味で申し上げますと、ただ全面的に自治体の自由任せでもよいというわけでは恐らくございせんので、ある種の手続だとかいふ点で明確な基準が要るのかなというふうには思っております。

その上で、どうしてもしてはならないことといふのがあれば、これは明確にしておくべき必要があるのだと思ふのですが、逆にそれを書けば、書いていないことは何でもしてもいいのかというふうな読まれてしまうと、これはまた難しいという問題はあろうかと思ひますが、自治体間の関係はそういうふうな考へております。

それから、住民の合意形成といふのは大変難しい。言葉で言うのは簡単なんですけれども、これはその意味では住民の側にいろいろ問題を投げかけるという情報の公開性といふのが一番大事なことでと思ふのですが、住民の意見はそれぞれ多様でございまして、これを最終的に取りまとめるのはやはり自治体をおいてないというふうには私に考へております。

○小林参考人 確かに、自治体で独自で現在規制をやつておられまして、あるいは独自の内規といふのでしようか、そういうものをやつておられるので、それについて私どもは危惧をしてゐるわけでございます。今回、新しい立地法で一つの基本ルールというものを決めて、それはひとつみんな守つていただきたいということであるならば、私ももちろんですと、経済行為については自由にするべきではないかと、しかし環境、社会問題については、これは私どもも十二分に守つておりますし、また創意工夫していただくけれども、国の方でこういうルールでひとつ考へていきたいというものがあれば、それについて私どもは反対してゐるわけではございません。

○松本(龍)委員 それぞれありがとうございまして、私は、町づくりにこの五、六年間かかわつてきて、さまざまな町の事例を見てまいりました。あるところでは、これは大型店とは関係ありませんけれども、ここは景観を大事にしたいから高さ制限をしようという条例をつくつたり、あるいは水が少ないからマンションが出てくるのを抑制をしてほしいという条例をつくつたり、地方自治体で今さまざまな悩を抱えておられます。私は、そういうものは担保を与えるべきだといふふうな考へてゐる立場でありますので、こういう質問をさせていただきまして、自治体の創意工夫と、そしてあわせて自治体にこれから大きな責任がかつてくるという意味では、この二法に關して長い間議論をされていることに、委員長初め心から敬意を表したいと思つておるところであります。

それと、先ほど社会的な問題といふことを小林参考人は言われました。それでお尋ねをしたいと思いますけれども、環境問題をめぐる昨今の社会情勢に照らせば、大規模な施設、事業活動における交通問題、環境問題等については、それぞれの設置者がみずからの社会的責任として、それに対処しなければならぬものだと思います。言ひました。さらに、交通渋滞、騒音、ごみ処理等について地域の方々と協議を重ね、可能な限り手段を講じてこられたというふうなこともおっしゃいました。

先ほど一丸参考人も言われましたので、お二人にちよつと質問したいのですけれども、なかなか地元の住民がそういったものにアクセスしにくい、こういったデータとか情報とか推計に対して地元が手に入りにくい。したがって、三村参考人も手に入れやすい方法をつくり上げてほしいというふうな言ひがありました。そういう意味で、私は、出店される側がある程度、そういった交通問題、ごみ問題等については、住民に提示をなさるといふ情報公開といひますが、住民に提示をなさるといふようなことが必要だといふふうに感じているわけですので、その点につきまして、小林参考人として一丸参考人にお伺いしたいと思ひます。

○小林参考人 今の私どもの段階で出店をいたしますときに、何か大型店というのには勝手なことをどんどんするようなイメージで文章が書かれておりましたので、私どもはそうではありせんといふことを主張しているわけですが、現在もう既に消防法、警察法、道路交通法あるいは公正取引委員会から出てくるいろいろな問題、そして建築法とか都市計画法とか、いろいろな法律がございまして、その法律の中でさらに商調協という面積とかそういうものを規制される法律があつて、がんじがらめで二十五年間やつてきた。したがって、もうそういう経済問題については、物がな時代からもう物があふれる時代になつてゐる、さらに、個性的なそういう生活をしたという消費者、生活者の欲求がふえてきてゐる、さ

らに今度は、もっとライフスタイル型の時代に入ってきている。この第三段階まで来て、なおかつ昔のように物不足のときのような商店街でいいのだろうか、あるいはお店にしてもそれでいいのだろうか、あるいはいろいろなサービス施設についてもそれでいいのだろうかという事で、私も商業に携わる者としては、お客様に対して、こういう世界から見てサービスができませんという事を提案、提供していきたい、そこを基本にしております。

情報開示というのは、我々は経営に対する情報も開示しておりますが、出店に際しまして、今申し上げたものも規制がございますから、あるいは法律がございまして、それに基づいて御説明をしております。決して、ある日突然にど真ん中に店ができるという事はないわけでございますから、そういう点で、私どもは十二分に地元の方々に説明をし、商店街の方々に説明を申し上げます。そして出店をしているという事でございまして、ですから、そのところを守っていただきたいという事を申し上げておきます。

○一丸参考人 大店立地法は、簡単に申し上げますと環境問題と町づくりだ、こういうことになると思います。

環境問題というのが非常に大きな問題で取り上げられておるわけですが、この中に、生活環境の保持のため配慮すべき事項について都道府県に対して意見を述べる事ができる、ついでには先ほども申し上げましたように、個々のものではなかなか申し上げたものも資料を整えることもできません。ですから、それを公的に、進出する希望の企業もそういったものをつくるというところもありますし、また、行政の方でそういった資料を整えて説明会をする。

私は随分前に聞いた話ですが、アメリカでは環境破壊というのが非常に前から言われておりまして、その地域の住民がノーを出したら、いわゆる大型店の出店はだめになるという事を聞いております。ですから、住みよい国というか郷土をつ

くるためには、やはりそういった意味で環境問題というものの対して日本は大変おかれておるようございまして、しっかりとつこれらから取り組むべきじゃないかなと思っております。

○松本(龍)委員 ありがとうございます。私は、大型店でも買い物をしますし、近場の商店街でも買い物をしますので、ニュートラルな立場で今お話をさせていただきます。

先ほど一丸参考人が言われました生活環境の保持ということが非常に大きなことだろうというふうにおられます。先般の二十四日の委員会でも、隣におられます太田先生の方からもこれをしつつく、狭義の生活環境ではないのだ、広義の生活環境なのだ、町づくりというもののなのだというふうな話をされておられました。それが印象的に私も思っております。

そういう意味では、商店街はある意味では昭和五十七年をピークに少しづつ減り始めてきて、今急激な、四人以下では一七％の従業員、あるいは商店の数も減っている、そういったことが言われております。ですから、私は、逆に言う商店街に頑張っていたんだという思いが強いわけですね。先ほど三村参考人も御指摘になられましたように、やはり負けないのだという意思を持っていただいて、これからの時代を乗り越えていただきたいと思っております。

私のところも、例えば、今、福岡でキャナルシティ博多というのがありまして、ここの責任者とけさちよつと電話で話したのですけれども、ここは総合施設なんですけれども、ここの駐車場の問題をどうクリアしたかという、テナントさんはそのキャナルシティ博多にたくさん駐車場を入れてほしいというふうな要望をしたのですけれども、そのコンセプトとしては、歩いて来てくだいというコンセプトを打ち出した。近所に川端商店街とかあって、「通りゃんせ」という企画もやってきて、つまり、公共の交通で来ていただいでそこから歩いて来てくだいよ、そうしたら地域が一体として面的に発展するのだというふう

なコンセプトを持たれているということを知り、なるほどなというふうに思いました。まさに点から、そこで自己完結するのではなくて、その周りも一緒に元気になりましょうというコンセプトを聞いて、なるほどなというふうに思ったわけですが、さまたまな町づくりのやり方があると思えます。

一丸参考人に、ずっと全国を見てこられたと思えますけれども、これから先自分たちがこうありたいというときに参考になる商店街、あるいはこういうことをやっているという商店街が、もしお気づきで、今ありましたら御披露を願いたいというふうに思っています。

○一丸参考人 先ほど全国で商店街が大変衰退をしておるという事を申し上げましたが、これはもう現実でございます。ただ、全部が全部だめだという事ではございません。今度私も、中小企業庁の委託事業で全国に十カ所、いろいろ真剣に取り組んで成功しておる例をビデオに撮りまして、それを全部流すようにしております。今全部申し上げることはできませんが、私がいいますのは、やはりそれぞれに役割分担があると思うのです。だから、郊外型のショッピングセンターはスカウントを中心としたものがあるし、中心商店街は中心商店街としての伝統を持ち、また、それだけの生活者に対する貢献を我々がしてきたと思うのです。ですから、この役割をそれぞれが全うすることが一番大事なことだと思っております。

今度中心市街地活性化の案が出ましたが、これはやはりそういうことで、町がただ大型店だけになったら、これは生活者に対しては大変不便なことになると思う。だから、そういう偏ったものではなくて、総合的に、大型店もあり、それから大型店の中にも、デパートあり、ファッションビルあり、スーパーありという、それから商店街もそれぞれが個性の違った顔をしておる。私、最近思うのは、やはりそういう総合的な、それが今度の活性化の問題じゃないかと思うのです。

たまたま私の方は、小さい町ですけども、四十三万の県都であります。戦災を受けて一回全部焼けてしまったものだから、特別区画整理を受けて、それで整理ができました、その関係で、駅を中心として半径五百メートルの範囲に大体商業集積があります。それで、今非常に恵まれたといえますが、全国的にも、私は見た感じとしてはよくまとまっておる。それもやはり都市間競争、地域間競争というものが出てきましたから、福岡が高速で二時間にもなりましたし、そういうことで、一昨年、大型店の皆さんとも商店街とも話して、一緒に大分市都心まちづくり委員会というものを結成しました。それで、毎月一回第三金曜日に大型店の店長さんと商店街の役員が集まって、どうして大分の中心部を楽しいものにするか、魅力のあるものにするかということで、今スタートしたところでございますけれども、これを軌道に乗せるといことが、またいわゆる昔に返る、私どもの町の顔が元気になるといことになるのではないかなと思っております。

そういうことで今努めておりますので、よろしくお願したいと思います。

○松本(龍)委員 大分だけではなくて、全国の商店街の皆さんがそれぞれ知恵を出し合って、活性化に向けてぜひ努力をしていただきたいというのをお願いをしておきたいと思っております。

三村参考人、先ほど、かなりお話しただいて、いわゆる場当たり的な対応ではだめなんだというふうな話をされました。私もそうだとおもうように思います。しかし、ある一面では、私は示唆を得たのは、例えば、一声運動とかいうものを私の隣の商店街がやっていて、今言われましたように、まさに高齢者や障害者を持った方々は、雨の日は傘を差して買い物を持ってとかというのはいきついで、そして、夏の炎天下のときには外に出るのもおっくうだということ、なかなか外に出てこれない。だから、商店街がこれから本当に生き生きしていきの、高齢化社会にどう対応するかというの、一つのキーワードだろうというふう

思っています。

その商店街では、まさに一声、そういった方々に、何か要るものはありませんか、お元氣ですか、最近困ったことはありませんかという声をかけていきながら、商店街の活性化を図っている、あるいはファクスでも注文を受け付けようとか、そういったことをやって少しずつ元氣を出しているところがあるわけですね、私は、一つのキーワードとして、高齢化社会と商店街というところは、フットワークの軽さ、アフターサービスの問題等々も含めて、大きなことだろうというふうに思っています。

それで、あえて言えば、NPO法案がありますし、そういう意味では、商業活動と福祉活動を一緒に考えてもいいじゃないかというふうなことも私は個人的に考えているわけです。商業活動とか介護とか看護とかの問題を一体的にとらえていくようなシステムもあっていいというふうに考えているわけですね、その辺のところ、ほかにそういった事例等々ございましたら、三村参考人にお伺いをしたいと思います。

○三村参考人 大変難しい御質問をいただきましたのですが、町というのは住民あつてつくられていくものなので、町の中にどういふ人が住んでいるかというところを、町の中というよりも、実際に商店街に成り立たないと思うのです。消費者がそこに近づいていくのではなくて、商店がそこにあるから消費者がそこに行くという形をとらないと、今の現状では、高齢者になると買い物ができないという実態が出てきているわけです。

それで、今何か新しい案はという話では、私はもう特に特別な思いは、今知っているわけではないのですが、ただ、ごく最近、近くのコンビニエンスストアがお弁当の配達を始めたというのがありまして、聞きに行ってみましたら、お弁当ばかりではなくて、ボールペン一本でも配達する、そのかわり二百円いただきますと。それで、ボールペン一本でも配達してくれるというお話でしたから、それはボールペン一本を頼む人はそういないかも

しれないけれども、これからの時代はサービスを買う時代なのだから、もしそれだったら、商店が遠くても成り立つ部分というのはあるのではないかとこのように思っています。

さつきちよと云いました、あるスーパーマーケットさんが、チラシの中で、電話一本で注文を受ける、ファクスでも注文を受けようというのがありまして、その地域の人に少し聞いてみたら、結構利用されているんですね。それが、高齢者ではなくて、子育て中のお母さんを利用して、この買物をもっと形にしたいというところ、毎日の買物物をという形ではないかということならば、商店街は成り立つのではないかなというふうに私は思ったという、そのぐらいです。申しわけございません。

○松本(委員長) それぐらいというより、貴重な意見を伺いをして、参考になりました。

私は、障害を持つお年寄りとか障害者とかという観点からありませんでしたけれども、子育て中の奥さんというのやあるいはそういったターゲットの新たなニーズが生まれてきて、フットワークの軽さあるいはコミュニケーションあるいはアフターサービスという視点でこれから考えていかなければならないというところを思った次第であります。

それと、宮岡参考人にお伺いをしたいと思いますけれども、先ほどTMOのお話、タウン・マネジメント・オーガニゼーションの話が出ましたけれども、私もある方と話をした、原資がなかなかないというふうに言われるのです。中心市街地の施設のランニングコストというのは結構高いということ、固定資産税、都市計画税、事業所税あるいは地価税等々ありまして、そういったところはなかなかそういうコストが高くて、仮に活性化してもコスト負担を行政がやってくれるわけではなく、だからTMOに関しては何か原資になるものを用意してくれたいという意見を先日お伺いをしたので、すけれども、その辺のところ、どういふ

うにお考えでしょうか。

○宮岡参考人 私は、今回の中心市街地活性化法案、先ほど申し上げましたように、基盤整備の問題と商業振興の二つがあるわけですが、基盤整備につきましては私ども比較的今まで経験もございまして、今回の商業振興が一番私が懸念もございまして、これからどういふふうにしていかというところ、一つ大きなものが、TMOをいかにつくり上げていくか。先ほどの原資といいますが、財政的なものもございまして、むしろそういったノウハウを持った人材が地方の我々のところでも確保できるかどうか、そういったことが今懸念の一つでございまして、そういうノウハウを持った者を早く、我々も含めて、人材を地域でつくることと、そのノウハウと人材をもって商工会議所なりあるいは各商店街の皆さん方と連携していく、このことに尽きるのではないかと、こんなふうに思っております。

○松本(委員長) 私の言葉が足りなかったと思いますけれども、まさに、コーディネーターとかプランナーとか、そういったものも含めて、人材も含めての原資、原資というのはお金というふうにとられたかと思えますけれども、そういったいわゆる基盤がなかなかないのだというところだというふうに思います。

それでは、石原参考人に最後にお伺いをしたいと思います、石原参考人、この間文庫を読ませていただいた、大変感動的な一文がありました。私は、地域の地道な活動に根ざしたまちづくり計画であれば、大型店の出店計画に対して十分に対抗できるものと考えているし、大型店もこれを無視することは難しいと思っている。法的根拠や強制力があるかどうかといった議論とは別に、大型店が自らの論理に立って一方的に地域を事業活動の場として見るのではなくて、地域の側から大型店の役割を見るという視点が確立されることを強く望みます。というふうに書いてありました。長い引用で申しわけありませんけれども、そういった視点に対し

て私は賛同をいたしたいと思っております。

このことについて、最後に、今までこの問題に取り組まれてきて、おっしゃりたいことがあれば一言お願いを申し上げたいと思います。

○石原参考人 お読みをいただきまして、どうもありがとうございます。

実は、こういう規制緩和の流れが始まりました平成三年のころから、私も、特に商店街の方々に向かって、いわゆる調整政策の時代というのはもう長くは続かないだろう、方向は町づくりの方向に向かうのだ、そういう形で地道な計画づくりというのを始めませんかというふうに呼びかけてきた一人だというふうに自任をしております。運動として、町づくりに取り組ましようというの、非常に言葉はきれいですが、言いやすいのですけれども、では実際にどうすることが町づくりなのかということについては、かなり解釈の幅があるように思います。恐らく、中小小売店の事業者の方が言われる町づくりと、特に建設省といわれる町づくりというのではまちまち大きく違うと思いますし、郊外型の大きなショッピングセンターのような都市開発にしましても町づくりといえは町づくりだというふうに言いますと、何をもって町づくりというのかというの極めて難しいのかなというふうに思います。

ただ、私がペーパーで申し上げております町づくりというのは、既存の市街地あるいは既存の商業施設のあるところで、住民の生活をベースに置いたような町づくりというのを何とか支えていきたいというふうに考えておるわけでございます。しっかりとした町づくり計画というの、これも言うのは格好いいのですけれども、実際にはなかなか、何がしっかりとされているのか、しっかりとしていないのかというのは難しい判断に迫られるのではないかとこのように思います。

先ほどの発言でも申し上げましたように、その意味で、町づくりという言葉が極めて多様であるために、何でも町づくりと言えは許されるのだと

そのためには、どうしても各自自治体なり地方レベルで、審議会がいいのか議会がいいのかわかりませんけれども、ある種の手続を踏んだ形での計画の認定のようなものをつくっていく必要があるのではないかとこのように考えております。そういうある種のしっかりとしたルールに基づいた手続を踏んだ計画というのを支えに、都市を整備していくとか、生活環境を整備していくということが大事なのではないかとこのように私は考えております。

○斉藤委員長 速記をとめてください。

○齊藤委員長　速記を起してください。

次に、太田昭宏君。
○太田(昭)委員 新党平和、平和・改革の太田昭宏でございます。

きよは、大変お忙しいときにわざわざ出席をいただきました、ありがとうございます。また、先ほどは大変貴重な御意見をさまざまちょうだいをしまして、大変勉強させていただきました、また審議に生かしたい、このように考えております。早速ですが、参考人お一人ずつに順番にお聞きして私の時間は恐らく終わるでしょうから、そういうことにしたいと思います。

最初に石原参考人にお伺いをします。

さまざま、本等を読ませていただいたのですが、きょうのお話の中にもありますように、本当中心市街地の活性化を図るのであれば、何らかの形

それから第三点は、その後、先ほど先生の方からありました、生活環境要因の中にどのような要因を含めるか。私も、四月の終わりの審議で生活環境概念あるいは町づくり概念ということについてさまざまな質問をしたのですが、私は、生活環境要因の中にどのような要因を含めるかが極めて大事だという先ほどの話がありました、立地法では非常に狭義の環境概念にとどまっている、

ここが非常に問題である。私は、グローバルスタンダードといいますが、そういう観点からいえますと、もう少し利便性あるいは生活しやすさ、さまざまな観点からの、経済も含めて、それは規制ということだけでなく、どう生活するかという意味での生活環境概念というのが大事であろうというふうに思っています、どのような要因を含めるかが大事だぞということを先ほど指摘をなされましたが、この点についてが一つ。

もう一つ、町づくり計画ということになりますと、大型店の出店に対しても調整ないし規制の根拠となり得るものだという御指摘がございました。先生の言うところの調整対象となり得る一定の町づくり計画というものとそうではないものの、これをどう区別したらいいのか。

以上三つ、ちょっと欲張って聞きますが、手短にお答えいただければ、このように思います。よろしくお願いします。

（委員長退席、小此木委員長代理着席）
○石原参考人　まず、最初の郊外開発の点でござ
いますけれども、これは、冒頭、石原委員からのお
尋ねのところでも関連してお答えいたしましたかと思
いますけれども、特に問題になりますのは、白地
地域とかあるいは都市計画区域外のところかと思
います。

それから、第二点目の、生活環境というものの、中に何を含めるのかというお尋ねでございまして、現在の立地法が大変狭義のものを想定しているのではないかと、というお言葉だと思います。

確かに、列挙されております要因というのは、わかりやすくということなのかどうかわかりませんが、大変狭義のものが挙がっておるのでございますけれども、果たしてそれだけで十分なのかという点につきましては、私は、先ほども申し上げましたように、町づくりの視点というのは何らかの意味で必要にならざるを得ないというふうに思っております。ただ、それが利便性といったようなもの、抽象的にそういう言葉で表現できるの

かということについては、なお多少の逡巡があるところでございます。

その多少の逡巡といえますのは、一定の町づくり計画というのはどこで線を引くのだという三番目のお尋ねと関連するということふうに思うのですけれども、これも先ほどもお尋ねをいただきまして少し関連して申し上げたことでありますけれども、しっかりと地元の計画策定過程に時間がかかり、それぞれのところで、こういう町をつくって

いきたいということについての、明確とは言わないまでもかなり大枠の合意が必要なんだろうというふうに思っておるのです。

例えば、環境整備とかなんとかにいたしまして、それであれば町並み整備あるいは町づくり協定のようなのが地元でも結ばれて、大型店だけではなくて、当の商業者なり住民の方も拘束をさ

私もさまざま本を読ませていただきまして、日本の中ではなく、海外から日本に相当大規模に参入してくるということとの戦いということが、一つ大事な要素として頭の中には想定されているというふうに私は思います。

その意味で、先ほどお話のありました、個性ある中小専門店と魅力ある大型店が共存共栄を図る、これは結構。多様で質の高い小売業の育成のためにどうすべきかということを述べられて、もう一つ、グローバルでメガコンペティション時代、大競争時代というふうには先ほどの言葉ではおっしゃいましたが、我が国の商業はどうあるべきかに立った視点が必要だと。

私も確かにその点は認めますが、だからこそ、町づくりを自治体が明確にしていかななくてはいいけない、こういう課題になろうかと思えます。この辺の、グローバルで大競争時代の流通というものに対応する視点はどうあるべきかということについてまずお聞きをしたいというのが一つ。

それからもう一つ、現実の問題としては退店の問題ですね。出店をしました、町は受け入れました、しかしそれが郊外に出ていきました、あるいはどこかへ行つてしまいました。それで、いわゆる中心市街地あたりも壊れるし、郊外もそこで壊れてしまふというような退店の問題ということとは、非常に多くの方から氣にされているわけです。この点についての物の考え方というのは非常に大事なことだと思いますが、その点についてのお考え、二点お伺いします。

○小林参考人　　まず最初に世界との競争問題でこ

ざいですが、先ほどから申し上げておりますように、現在第三段階に個人消費は来ておりまして、いわゆる戦後の物が無い時代の小売店のあり方、それから、生活必需品はもういっぱいある、したがってもう少しゆとりのある生活をしたい、あるいは個性のあふれる生活をしたい、そういう欲求が出てきてもう十五年たっているわけですね。今私どもがいろいろ勉強をやっておりますのは、二〇〇〇年を迎えて、どうもライフスタイル時代に入ってきている。これに我が国の流通というのは大変なおくれをとってしまった。

一つは、例えば個人消費は三百兆あるわけですが、そのうち四〇％が物販である。百二十兆のうちの大体五〇％が、肉食といいますが、家の中で食べる食品なんです。あとアパレル、ファッショングッズ、これが大体十八兆から十九兆というふうなことでありまして、物というものの対しては非常に狭まってきている。単価も下がってきている。したがって、個人消費としては、物の方ではもうファッショナブルなものか、あるいはもっと高級な分類に入るものか、そういうものでないとなかなか伸びない。

現に、私もチェーンストア全体集まっても、先ほど申し上げたように約十六兆ぐらいでありまして、海外で物を買っていらつしやるのが四兆三千億あるわけですね。したがって、大型の一兆円企業が四つぐらいあるということです。それぐらい、現在の消費者の方は日本の今の既存のあり方について大変な不満を持っていらつしやる。これを私どもは何としても解決していかなければいけない。

しかし、海外の方たちから見れば、ロジスティックという一つの概念、物の流し方というものが、我々よりもはるかに進んだ技術を持っておられます。我々のところでは、今、港に商品あるいは製品を持ってくる、なかなか入らない。また、国内を流通させても膨大な費用がかかる。これは既に、運賃とか費用とか関税問題とか、そういった制度的な問題だけで国際競争には勝て

ない、負けているわけですね。ましてや個人消費の方では、今申し上げたように、ライフスタイル、第三段階に入っているから、こういった方たちの商品や世界の一歩いいメーカーから集めてこなければならぬ。そうやってまいりますと、これはなかなか今の流通では対応できない。

こういう問題が背景にありまして、国際競争については一日も早くこの大店法という問題は処理していただいて、二〇〇〇年までに、一年でも早く彼らと対等に競争できるようにしてもらいたい、こういった考え方をしております。

それから、第二点の御質問がございましたが、退店問題については、現在年間四十店から五十店。私どものチェーンストア全体の店数から見ますと非常に少ない比率でございます。しかしながら、商店街に与える影響とか近郊に与える影響は大きいというふうに私どもも考えております。

しかし、これは個々の企業の問題点であります。が、大体今まで共通して出ている問題は、十年とか二十年店歴がたつておいて、防災上の問題とか、あるいは面積が小さ過ぎて業種、業態の取りそろえといましようか、品ぞろえといましようか、そういうもので十分に間に合わない。

そういうことがありまして、拡張しようにも隣地がなかなか手に入らない、こういったことで近場のところの郊外に、閉店をして新しい店をつくる。そういうスクラップ・アンド・ビルドの方向で進んでいるのが大半でございます。

しかし、これはあくまでも、個人営業といいますが、あるいは企業の独自性の問題がございます。で、採算が合わない、もう全然採算が合わない、出店がミスった、失敗であったというようなことも、全くゼロとは言いません。そういうものもございます。

ですから、退店問題については、いろいろなケース・バイ・ケースがございますけれども、相対的に言いますと、比率からいって少ない。そしてその中では、今申し上げたように、もう年数がたち過ぎてどうにもならない、こういう理由が多い

ございます。

以上でございます。

ささやかなことではありますけれども、私の地元商店街の近代化をやるときも、我々がとにかく、相当悩んだ結果、もうこれじやいかぬ、やろうというところになって始めました。市も県も国もそれに対して支援をしていただいた、それでぜひおかげさまで順調にいったというところで、自分の経験からいいますと、まずは本人、自分の自助努力ということが中心だと思っております。

私は、保護ということが嫌なんです。保護ということでは守られることで、生かされるということになるわけで、大店法のことについて、中小商業者の保護のものと違うことをよく言われる方がありましたが、そうじゃなくて、我々は自立で、自分で歩かなければいかぬと思っております。そのためにはそれだけの努力をするし、それに対して、国も県も市もまた応援をしていただくという姿が一番いいと思うのですが、今度の場合、ぜひ、そういうことで絶大な御支援をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〇太田(昭)委員 三村参考人、一言だけになってしまいましたが、住みよい町づくりという、単に狭義の問題の生活環境ではない、先ほどの話でも、身近に買い物ができる場所があるとか毎日開いている店があるというのは非常に大事だということをお聞きしましたが、私は、住民の利便というの非常に大事な点であらうというふうに思っております。その点、もう時間なんです、一言だけお答えいただきたいと思います。

〇三村参考人 なかなか難しい問題なんです、先生おっしゃられるとおり、買っ側の立場という形になれば、近くにお店があつて、そして自分の目的にかなうような商品の品ぞろえをしているというふうな店と、あわせてもう一つ、近くて便利というの、消費者のアンケート等をとりましますと、やはり出てきます。どこでそういうものを買ったのかと聞けば、近くて便利というのがある。それから、夜遅くまで開いていることが便利だというの、便利という面からはあるのですが、その裏も、ぜひまた何か機会があつたらお聞きいた

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身で、成功している商店街の例とかさまざま、先ほど松本委員の方からの質問にもお答えがございましたけれども、相当の工夫が必要だということはおわかりのす。

法とはちょっと離れますけれども、この法ではなかなかそういうことはできないだろうけれども、本当は国としてはもう少しこういう支援をしてもらえたらなということがあろうかと思ひます。その点について、ありましたら、お答えいただきたいと思ひます。

〇三村参考人 私は考えますのに、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

しかし、先ほど申し上げましたように、ただそれだけではなかなか力足らずというところもございします。そういう意味では、私がいつも思ひますのは、民間がまず立ち上がるということ、そして、今度の中心市街地の場合ですと、行政と会議所、商工会と、それから民間団体並びに学識経験者といふことになっておりますけれども、地元の人々がやる気を出してしっかりやろうということにならないと、支援というものは起こってこないと思ひます。

ですから、民間が立ち上がる、それを行政が支援をするということが一番大事なことではないかなと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

〇三村参考人 私はいま、やはり自助努力といいますが、自分自身がやる、やる気を出すということが一番大事なことだと思ひます。

だけたらありがたいというふうに思います。

○太田(昭)委員 ありがとうございます。

○小此木委員長代理 次に、中野清君。

○中野清委員 平和・改革の中野清でございます。

本日は、参考人の皆さん、本場に御苦勞さまでございます。

まず最初に、宮岡参考人と一丸参考人に、今の我が会派の太田委員の質問を踏まえまして伺わせていただきます。

第一に、中心市街地の活性化、この問題について政府が一兆円も出そうとしておりますが、この姿勢について私は評価しております。しかし、現実には、町づくりの中で、大型店の郊外立地とこの中心市街地の活性化というものをどういうふうに調節するか、その問題が一点ございます。

それからもう一点は、この大型店の適正立地の中で、特別用途地域の指定がございすけれども、これが二年間で本場にできるのかどうか、それからまた、この用途地域の設定についての問題点は何か、これをお願いしたいと思います。

それから、先ほど石原参考人からも、今回の都市計画法の改正は非常に不十分だ、これは私も同感でございます。それだけに、先ほどの白地地域や調整区域等のいわゆる都市計画区域外の問題については条例で手当てしたいという御意見についても、賛成でございます。しかし、そういう中で、では具体的に実際の現場の方、これはどうだろう

か。この三点につきまして、時間が短いものですから、簡潔に、お二人にまずお答え願いたいと思います。

〔小此木委員長代理退席、委員長着席〕

○宮岡参考人 まず第一点の大型店の問題と中心市街地の活性化の問題でございますが、中心市街地というのは、デパートと量販店と専門店なり小売店、それがまとまっておるところが最も公益的な商業地として栄えるというふうに言われておりまして、できるだけ中心市街地がそういう商業

機能、他の文化とかあるいは他の都市機能をそろえることが理想ではございますが、なかなかこの理想どおりについていない面もございす。

したがって、今回の中心市街地におきまして、私も先ほど申し上げましたように、基盤整備というのをぜひやっていきたい。行政では基盤整備をしながら、先ほどのTMOその他で商業機能の活性化、その両方が相まってやっていきたいと思ひます。

先ほどの、大型店と地元の中小商店というのは、時には対立しますけれども、時にはまた、大型店が核店舗になって、それによりまして消費者を誘致し、あわせて共存共栄の道もあるというふうに思っております。

それから、今回の都市計画法の改正によりまして、これから町づくりが商業地区の中に必要だということとは、外国では大変そういう観点からの町づくりがされておったようでございますが、日本では必ずしもそういう視点が今までなかった点もございす。

私の方では、十二の用途地域の中で、今の用途地域がございまして、その中で、住宅を中心にしまして、大型店の規制があるのが大体二三％ぐらいで、あと七七％ぐらいは規制がございせん。今回、特別用途地域をどういうふうにするかというの、まだ私も具体的にまとまっております。わけではございせん、これから法律が制定された後、運用の面で少し研究が必要かと思っております。ただ、日本では、こういった用途地域によりまして規制を厳しくするというの、土地の所有権の問題もございまして、それはそれでかなり反対の意見もございすので、慎重にやる必要があるかな、こんなふうに思っております。

それから条例化の問題につきましまして、今回は先ほどのように、法律でいろいろな基本を決め、その中で新しく政府の指針が定められるというふうな期待しております。法律を超えた条例化というの、かなり制約を受けるのではないかとこのように思っております。

○石原参考人 ただいまの宮岡参考人と重なること

ころはできるだけ省略をさせていただきたいと思ふのですが、私はきょう、郊外の開発を何らかの形で管理すべきだということを申し上げておりますけれども、もちろん郊外の開発を全面禁止しろという意味ではございせん。その判断は、やはりそれぞれの自治体なり地方で判断をする以外にはなからうというふうに考えております。

特に、その際に郊外地区、先ほど白地の話も申し上げましたけれども、用途変更の手続というものは、かなり明確にしておく必要があるのではないかとこのように考えております。現在でも、例えば農業地域等、変更の場合には審査されることになっておるわけですが、それがかなり弾力化されているというのが現状ではないかというふうに思ひまして、その点が重要かというふうに思ひます。

それから、特別用途地区の問題ですけれども、これは、今言っておられましたいわゆるグウンゾーニングの難しさということもあるのですけれども、同時にどれぐらい細かな線引きができるのかということについては、少し工夫が要るのかなというふうに思っております。これも、この問題と、それから都市計画法の条例化を含めた問題というの、私は必ずしも専門家ではございせんので、これ以上ちよつと踏み込んだ話というのは御容赦願ひたいというふうに思ひます。

○中野(清)委員 小林参考人にお伺ひしたいと思ふのですけれども、私は、小林会長さんの会社でございす、創業者西端さんと倉本先生とかという方に、店は客のためにあり、店員とともに栄える、先義後利という話を教えられ、恐らく会長さんもそのことは御存じだと思います。そういう観点からいいますと、率直な話、会長さんのところのような企業ばかりじゃないかということ、私一つ前提に申し上げたいと思ふのですよ。

それで、まず第一に、先ほど我が党の太田議員から、いわゆる退店の問題が出ました。私は、今の御答弁、はつきり申し上げて会長さんの御答弁については不服であります。なぜかといいますと、

スクラップ・アンド・ビルドというので企業の勝手だというのがあったらば、これは、小さな企業ならいいですよ、じゃ、大企業としての社会的責任はどうなんですかという話をぜひお答え願ひたい。

それからまたもう一つは、その中で中心市街地の活性化、この問題についてと、いわゆる大企業

の郊外立地の問題をどういうふうにお考えか、まず一点として伺ひたいと思ひます。

それからもう一点は、今会長さんが、勝手なイメージで大型店が勝手なことをやっている、そうじゃないよとおっしゃった。私は、そう思ひたいと思っております。実は、この間、連休中に、この議会でも何回か取り上げたのですけれども、盛岡へ行つて、盛岡の商連の方とお会いをしてきました。御承知と思ひますけれども、盛岡では、市内で十六万平方メートルが四千店の小売店、そして大型店が十九万平方メートルであります。

そこへ、実は三つのショッピングセンターで十八万平方メートルくらいつくると、町が壊れてしまふと懸念をいたします。これは、先ほど店舗面積を削れとか営業時間を短くするというのは困るよとおっしゃったことと、それから、いわゆる町の理想とか町の将来がどうなるかということと、どういふふうにお考えか、この二点について、まずお答え願ひたいと思ひます。

○小林参考人 先生がおっしゃったように、経営哲学の問題については、私も商人が一番大事にしているところでありまして、魂の部分でございすので、それが現在、生活者あるいは消費者、顧客のために本当に私たちが、町づくりとか、あるいは郊外でもいいのですけれども、そういう出店についてやっているとどういふことか、これについては、常に反省をし、我々仲間同士でも哲学問題を立てたり、チェーンストア全体の計画について考えております。ことはおかげさまで三十周年でございまして、チェーンストアとしてもお客様からいろいろなアンケートをいただきまして、

やはりお客様の声の中からも、今申し上げたような顧客第一主義の哲学というものを大変期待されているということでございます。

先ほど、退店について御説明申し上げましたけれども、不満であるというお話でございましたが、私どもも決して喜んで退店しているわけではありませんが、先ほどから申し上げておりますように、まず立地ということについて、都心か郊外かという非常に大膽な議論に私はなっていると思っております。そうではなくて、駅前立地あるいは商店街立地、あるいは都心型の立地、そして準郊外型の立地、近郊型立地、いろいろとお店をつくる場合の立地というのはございまして、それはすべて土地の値段がそこで違っております。ですから、都心の真ん中に店をつくれとおっしゃっても、とてもそれは現在の我々の力量では店がつくれない、そういった場合は当然避けて通ります。しかし、お客様に少し不便でも、こちらに来ていただいたならば、近郊型の立地に店をつくるという場合もございまして。

それから先生、もう一つお考えいただきたいことは、郊外と都心、その土地の値段というだけの問題ではなくて、人口というのは、日本は一億二千万人の人口でございまして、移動人口というのが大変大きい人口でございまして、しかし、現在まだ商調協というのは、そこに住んでいる世帯が何世帯あつて何人住んでいるかということの基本にして、郊外とか都心とか計算なさつていまして、これは全くおかしい話でありまして、夜間人口だけでありますと確かに一億二千万人なんですけれども、昼間人口、お昼とかあるいは観光地であるとかあるいは日曜日とか土曜日とか祭日とか、そういうときには人口が大きく変動いたします。それに対してどういうサービスをつくっていくのかということも立地の大きな変動問題でございまして。

したがって、私は、商店街のところで退店した店をそのまま空き家にしておくという意味ではござい

いませんので、その商店街の方たちとも十二分に話し合ひをしておりますし、またそこに新しい業種、業態がでないかという検討もしておりますし、あるいはほかのテナントさんを誘致するという努力もしております。決して退店してそれっきりで終わるということではございませんので、その点もひとつよく御理解いただきたいと思ひます。

○中野(清)委員 今のお話を伺ひまして、ちよつと申し上げたかったですけれども、会長さんのところでは違ふと思ひますけれども、現実、ダイエーさんが五十店、西友さんが三十店という、新聞に退店のニュースが出ております。それで、申しわけないですけれども、その中であつたことは、率直な話です、例えばホテルをやつたから失敗したとか、いろいろな商売以外の、小売業以外のことに随分と御投資なすつていた。こう考えますと、企業を大きくすればいいんだということについて、私は、今会長さんの御意見だけではちよつと違ふのじやないかと思ひますので、これはちよつと申し上げておきます。

それから、一つだけお答え願ひたいと思ひますのは、素人的で申しわけないですけれども、限りがある、大型店の皆さんが拡張計画をやりまうと、日本の面積とか都市の数は決まつております。そういう中で、これは多分船井さんが言つたと思うのですけれども、今の小売店の売り上げのシェアというものが恐らく三〇%だ、売り場面積は四〇%だ、これが二〇〇年になりますと、売り場面積が五割になつて、そしてシェアは三三%だということになつておるのです。そのことについて、私は決して、何でもいから総量規制をやれなんて、そんなことを言うつもりはありません。しかし、何でもいから伸ばせばいいんだという拡張主義については、今はもう反省の時期が来ているのではないか。この点、一点だけ願ひします。

それから、時間がありませんから、これと一緒に一丸参考人に二つだけお伺ひしたい。御一緒に

御答弁願ひたいと思ひます。五分しかありませんから、私から申したいと思ひます。

一つは、この間ある商店街へ行きました。そうしましたら、私たちは小売商店を助けてくれというんじやないんだと。いわゆる町を助けてもらいたいという話をしたとき、私は非常に感銘を受けました。そうしますと、今回のこの法律を含めまして、私は、不完全だと思つております。将来は、都市計画というものをもちつかりとして、そういう中でゾーニングもきちつとして、そういう理想を持った町づくりの中で、大型店と小売店の共存というのが必要だと思つておりますけれども、その点について、今何が商店街で必要なのか、それが一点。

それからもう一点は、この立地法の中で、今回の特徴として、命令、罰則がない。いわゆる勧告、公表だけだ。私は、過去の二十五年の歴史を見たときに、いわゆる命令、罰則で罰則なんというの一回も発動されていらないと思ひます。しかし、そこに大きな一つの抑止力があつたらうと思ひます。そういう意味では、どういふふうにするか、考えていられしやるか。私は、やはりそういう意味での法体系としては、今回の立地法については問題があるのじやないか、そういうふうには考えますので、この点についてお願いをしたいと思ひます。

○一丸参考人 何が問題かということでありまして、現在一般論でありますけれども、商店街の元気がなくなつておるといふことは事実です。それはもうその原因があります。ですから、郊外に大型店ができた、ロードサイドができた。また、後継者の問題もあります。それから経営者の高齢化という問題もあります。もうその問題を控えておりますが、これは大変難しい、経済問題というよりは社会問題になるような内容になるわけでございます。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、中心市街地活性化という一つの法律が今回できるわけでありまして、簡単にできないと思ひます。

が、それぞれの商店街のリーダーというのかお世話役が、法の趣旨を十分に皆さんに徹底をさせて、そしてそれに対して取り組んでいくということしかないと思ひます。特にこれがという決め手はございませぬけれども、要は、先ほども申し上げましたけれども、積極的に前向きにいわゆる町を守ると思ひますか、そういうことが私は大事だと思ひます。

ですから、従来の広範囲な町をというところは到底難しいと思ひますが、ある一定の地域でも、一つのモデルとして、そこに魅力のある、楽しい商業集積をつくるということが大事だと思ひます。だから、今ももうその欠陥というのか、問題点がありますけれども、それはやはりそれぞれに克服をしていかなければならないことだと思つておりますので、お答えになりませぬけれども、そういうつもりで考えております。

○中野(清)委員 立地法の中には勧告と公表はありますけれども、その後、命令と罰則というのがない。今度大法がなくなりますけれども、これについては商店街としてどういふふうにお考えかということですが。

○一丸参考人 それは先ほども意見発表のときに申し上げましたが、勧告、公表ということになつております。これはやはり、一般論ですけれども、経営者というのか、当事者の良心の問題だと思ひます。自治体が勧告を出し、それでできないときにまた公表ということになるのですが、そういうことを受けて、それを修正しないと思ひますが、変えないというの方がおかしいと思ひます。だからこれはあくまでも良識の問題でして、経営者の考え方になると思ひます。

ただ自分だけがよければいいということじゃなくて、全体の町づくりということを考え、だから大型店が仮に出店をするとしても、それに対して、その計画の中にちゃんと入つた、計画に協力ができる出店をしてもらわないと、その計画に障害になるような位置に、自分のところはここがいいんだ、だからここに出すという、確かに経営者とし

てはそういうことも考えなきやありませんが、そういうことでは困るということです。そういう場合に、勧告とかいうようなことで指導をしていただいて、そしてこの枠の中に一緒にあって、そこで総合的にお互いの力を出して、魅力のあるものをつくるということです。

○中野(清)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○斎藤委員長 次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございます。

きょうは、長時間、また御遠路御苦勞までございます。心から御礼を申し上げます。

早速お尋ねをしていきたいと思いますが、経済活動の究極の目的は消費であるというアダム・スミスの言葉を引き合いに出すまでもなく、近時、我が国経済の低迷、これは消費が活発でない、その原因はもちろんだくさんあるわけでございます。ただ、一つ確実に言えることは、消費が堅調な国は景気が極めて長期的に安定するということは、近代自由主義諸国の共通の経験則になっているというふうに思っています。

そういう意味で、商業機能の健全な発展というのは我が国に欠かれない、そういうふうな思う立場から、多岐にわたりますが、三十五分間でございしますが、先生方に一通りお尋ねをさせていただきますかと思ひます。そして、私の質疑に関係なく、きょうのお時間の中でこれは言い忘れたとか一言強調しておきたいという点がございましたら、その時間内でどうぞ御発言いただいてよろしいかというふうに存じます。

まず初めに、日本チェーンストア協会の小林会長さんにお尋ねをさせていただきます。

私は、マイカルの経営哲学を具現化された小林さんの御努力をいろいろな書物でこのたび読み、にわか勉強ではございしたけれども、大変立派な、我が国経済、特に商業経済のためにお尽くしになったということを評価したいと思ひます。実は、私も、あそこにお座りになっていきます。

が、武部前商工委員長をリーダーに、去年の夏でございすけれども、十五日間欧米の中心市街地活性化の実態調査に行つてまいりました。その際に、おおよそ欧米で大店の規制を持たない国はありません。これは石原先生の御著書の中にも御指摘があるのとおり、アメリカではいわゆるゾーニングの概念がございすし、フランスなどではロワイエ法もあるし、いろいろな考え方があります。

そこで、まず小林会長に伺いたいのでございすけれども、地域社会の一員としての自覚を持つということ、また小林会長の理念であらせられる。これは、単にマイカルを御指導なさるだけでなく、チェーンストア協会の会長としてそういうお立場に立つておられると承知をいたしております。そこで、極めて基本的な問題でございすけれども、社会への貢献というところを、この法律ができました後にどういうふうなチェーンストア協会として具体的な展開されていくのか、このお考えを一点伺いたいというふうに思ひます。

それから、中心市街地への大型店の立地というのは、私は東京の下町選出でございすけれども、もう東京、大阪のような大都市では狭隘だ、こういう指摘がありますが、そうではなくて、今むしろちよつとした空き工場や駐車場の後にばつと出店をされる、そのために既存商店街が甚大な影響をこうむつていられるという中で、その調整に当たつた経験もございまして、過日、オリンピックという店舗が我が区に進出をしますことについていろいろ努力をした中で、荒川区方式というのが通産省にも認められる、そういう経験も持つております。

そういう立場から、大店のリーダーとして、中心市街地への大型店の立地というものを確保するためにはどんな条件が必要だと今お考えになっていられるのか。

そして最後に、アメリカ、ヨーロッパに十年おかれていられる、アジアには五年おかれていられる、こういうことをきょうの公述の中でお述べになりました。具体的にどんな点がおくれているのか、また、

それを回復するにはどうしたらいいのか、御意見を賜ればと存じます。

○小林参考人 最初の先生の御質問に對しまして、具体的に地域社会にどう貢献しているのかという御質問が第一点あったと思ひます。

これは、今戦後三段階に変化してきているといふときでございすので、チェーンストア全体がちよつと三十周年を終わりました、私も現在は新しいビジョンづくりをしております。そのビジョンづくりの中で、まず市場調査を、いわゆるマーケティングをもう一度見直そうではないかといふところから始めております。

先ほど少し述べましたけれども、現在私どものマーケティング調査の原型は、どうしても夜間人口といふ点、その夜間人口を中心にマーケティングを見ています。これは、コンビニエンスストアの場合には適正かと思ひます。しかし、商店街とか大型店が活性化していくためには、ここに移動人口、観光人口、新しいお客様の移動に對してどうサービスをとらえていくのか、そういう観点から見ますと、マーケティングではそこが欠けているといふところがございます。

それからもう一つは、現在の若い方あるいは熟年の方、子供の人たちとか、それぞれ細分化して市場は見えておりますけれども、この感性とか感覚という問題について、非常におくれていると思ひます。したがって、今子供たちが何を考へているのか、何を価値観としているのか、今の熟年の、五十五歳あるいは六十五歳以上の方たちは一体何を考へておられるのか、どういった価値観を持つておられるのか、こういったマーケティングをやらずしてマーケティングとやらマーケティングとやらをやっていけなかつたといふことで、そのあたりから現在入っております。

もう少し大型店の規制を自由にしていただければ、海外のソフトも一時的には入れます。日本独特の文化がございすから、ずっと入れるつもりは全くありませんけれども、そういった勉強もできると思ひます。そういうチャンスがないと、余りにも今がなじがらぬで規制されておりますので、地域社会にどう貢献するかという範囲がまだまだ小さいといふように思つております。

ですから、チェーンストアとしては、食品の問題についても、あるいは外食産業の問題についても、あるいはスポーツとかそういった、私たちの言葉でいいますと、もっと健康とか美容とか、あるいは日本は世界一長生きしておりますので、経済大国が終わつたら長生き大国だ、非常に楽しい国なんだ、そういったビジョンを打ち出すことによつて、個人消費あるいはいわゆる顧客のニーズというものがつかめるのではないかと、そういう変化した地域社会に貢献できるのではないかと、いふように思ひます。

それから、第二点の立地問題でございす。工場とかそういうところがあるからすぐおまへたちやるじゃないかといふお話でございすけれども、これは、ほとんど先方さんの方から出てこいといふお話がございす。コンベもありませんし、我々の方から工場にどういたしたいでそれで店をやるといふようなことはほとんどありません。今までのケースでは、そういったデベロップの方、あるいはオーナーの方が我々チェーンストアの方に、各社に声をかけられて、そこに具体的な業態とかどういった店をつくるのかといふようなことを出してあります。

したがって、出店条件というのは、必ずしも中心市街地から外れていこうという考え方はございせん。経済条件というのはございす。経済条件が合わないければこれはやらなかつたというのが圧倒的に多いと思ひます。

したがって、現在の立地については、そういった、先方の方から、日本が工業社会からいよいよ生活者の時代に入つて、工場がどんどんと海外に移転する、したがって、そのあいた場所を、生活者のためのどういった町をつくるのかという御要請に基づいて、あちらからこちらからお話があつて我々が出店をしていられるといふところでござい

それから第三点の、アメリカあるいはアジアにおくれているという点でございますが、現に我々の仲間では、アジアに相当の出店をしております。これは、もう五、六年前から本格的な出店をして

いるわけですが、品ぞろえにしてもあるいは業態づくりにしても、規模にしても、非常に自由にやっていますというところでございまして、そこから見ましても、五年はおくれているのじゃないかな。アメリカの場合には、ショッピングセンターというものが中心でできてきておりますが、どちらかというと、テナント方式のデパートさんやデパートさんを中心として、大きいショッピングセンターをつくって、次に、ハイウエーができたとかあるいは新しい何かの都市ができた、したがって、そこに新しいショッピングセンターをつくる、あるいは新しい町をつくるという構想のもとにデパートさんやデパートさんがある。そこへテナントとして百貨店が出るとか映画館が出るとか、そういうのが形成されている。したがって、前にできたショッピングセンターはそれでつぶれてしまふ、あるいは閉店をする、歯抜けになるというようなことも起きています。

したがって、本来、そういう経済的なものについては自由に創意工夫させてやった方が、だれが得をするのか、商店街の小さいところと大型店とが対立しているというのではなくて、お客様にとって何が得をするのかというところを基軸にして、世界はその哲学で進んでいるのではないかと、私は、そういう点でまだ日本はおくれているのではないかとこのことを申し上げたわけでござい

ます。以上でございます。

○西川(太)委員 ありがとうございます。

小林さんは、全国の商店街の二割、三割はまだ元気だ、そういうところと共生というか、共存共栄を図っていくという戦略だ、こういうこともお話しになっているというふうに、間接的に私伺っておりますけれども、ぜひひとつ、そういうお立

場で日本の商業機能の発展のために頑張っていただきたいと御期待を申し上げたいと思っております。

次に、一丸副理事長にお尋ねいたします。

一丸さん、実は、きょうこうしておいでをいただいているこの審議は三回目でございます。既に、対政府質疑を一回と、建設委員会と商工委員会の合同の審査を一回、そしてきょう。そしてあしたは、異例のことでございまして、斉藤委員長のお計らいで、内閣総理大臣もこの場においでになつて締めくくりに質疑をやる。それほどこの法律案については、政府ももちろんですが、与野党ともに重要な問題だと思っております。

その理由は、いわゆる大店法がなくなることによって、一丸さんに代表される全国の商店街の皆さんが、もう見放されてしまふのじゃないか、もう後は勝手にやりなさいということじゃないか。そういうことじゃないのです。今度の新しい法体系によって、町づくりという観点の中で、商店街と大店舗が共存できている、そういう町をつくるのだ。これについて、私、通産大臣に真意をたざしたところ、非常に力のこもった、私の言うとおりで、そのためにリーダースhipを発揮する、こうおっしゃったのです。

つまり、商店街はこの法律を前向きにとらえていただいて、活性化のために大いに頑張っていただきたいとエールを送りたい、私はこう思うわけでございます。そのために何が必要か。この法律ができて、使ってみて、足りないところはどんどん改正していけばいいわけでございますから、これが商店街のために新しいスタートだということに考えていただきたいと思います。

そこで、ずばり何うわけですが、大型店に商店街として望むものは何なのか、この一点、私から一丸副理事長に伺いたい。

それからもう一点、実は、今、友党の平和、改革の中野さんから、先ほどのお尋ねの中で、実効性のあるこの法の運用のために命令、罰則の追加が必要じゃないかとお尋ねしたのですが、御答弁

が食い違っていたということでございますので、私の持ち時間の中で追加をしてくれ、こういうこととでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○一丸参考人 現行の大店法につきまして、私はこう考えております。前にも申し上げましたように、改正と見直しが三回行われました。今は調整四項目が残っているだけで、全く、大店法という枠組みがあるという状態です。ですから、今の大店法は、本当に機能しなくなったと思うのです。そういう意味で、大店法を廃止するということが、経団連その他、小林さんの方も言われるように、今まで大店法が大変障害であった、これは日本のおいゆる流通業を五年、十年おくらせたとおっしゃいます。私は、私はいません。今日日本の消費者というのは、消費者じゃなくて生活者と言われよう、自分の生活を設計して自分の好みの生活をされておられるわけです。ですから、日本国民はどのレベルの高い消費者かというと私は思

います。ですから、今、売れない、売れないと言いますが、これは売れないのじゃなくて、買いたいものがないのです。それと、今社会不安で、やはり消費的に、精神的にみんなが参っていますから、先の明らかなものでは、心理的な不況なんですね。GDPの六〇％は、もう申すまでもなく個人消費なんです。その個人消費が動かないので日本の景気はよくならない、私はこう思います。これは、私が言うよりも、皆さん方、もう既にわかっておることなんです。

ですから、今お客さんは、それでは買物しないかという、価値のあるものは、本当に自分の欲しいものは買っていただけなのです。それを我々は、いかにしてそういうお客様の希望、ニーズをとらえるかということが大事なんです。そういう意味では、私は決して心配をしております。我々なりに努めていけばいいと思います。

ですから、先ほどのお話に戻りますが、今、大型店に何を望むかということになりますと、先ほど申し上げましたのですが、それぞれに、業種、業

態によって役割が決まっておりますから、いわゆる中小の専門店が専門店として、また大型店は大型店として、その中でもデパートあり、スーパーマーケットあり、またファッションビルあり、もちろんございまして。だからそういう意味で、その今の中心市街地の活性化のための全体的なバランスのとれた町づくりができるように大型店にも協力をしていただくということが大事なんです。そういう意味では、これからその点を特に、我々とともに一緒に協力し、努力をしていただきたい、こう思っております。

それから、先ほど私の意見発表のときにも申し上げたわけでございまして、もう一度読ませていただきますと、新法では、都道府県の勧告に従わない場合には、その旨を公表することで大型店への制裁としておりますが、公表のみで全くペナルティーがないのであれば、特に昨今のような時代、勧告に従わない企業も出てくるおそれ十分あります。万が一そのようなことになれば、直ちに命令、罰則の追加など、必要な法改正を行っていただく必要がありますということを申し上げておきます。

そういうことで、私、先ほど申し上げましたように、まず経営者の良心ということが一番だと思うのですけれども、それを守らない人に対しては厳しい罰を加えるということも大事だと思

います。よろしくお願いいたします。

○西川(太)委員 次に、三村先生に伺いたいと存じますけれども、今回の政策転換とも言えるこの法の主眼というのは、言ってみれば地域の創意工夫を引き出して町づくりをやる、こういうこと

でございます。私、さきの対政府審議でも質問したのですが、主婦として、女性として、町づくりについて、単に大型店だけの問題ではなくて、町づくりに対する御意見、そういう視点からのいろいろな御注文と

いいますか、こういうものは大変大事だ、こういうふうな思われたいと思います。しかし、きょうは特に大型店について、消費者というお立場で今

後の町づくりのあり方、なかんずく大型店、中小店、こういうものに期待をされるときは、先ほど来のお話の中で十分お述べになつてゐることを重ねてお尋ねして恐縮でございます。したがって、簡単な御答弁で結構でございますが、念のためにもう一度、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○三村参考人 主婦の立場というお話ですが、私はちよつとずれるかも知れませんが、大型店にどんな店を出してこられて、そしてそのお店がいろいろな条件のもとでうまくいかないからというところで退店していく、閉店をしていくという形になられたときに、やはり一番困るのは、主婦の立場ではお店がなくなるといふことなんです。それは経済原理から考えれば、そこに購買力が残ってれば必ずまた客は戻ってくるのだということだそうなんです。現実にはお店がなくなつてしまつて困つてゐるといふところも出てゐるといふことも含めて、主婦としてはやはり両方の、これから期待を随分かけていきたいと思つてゐるのですが、商店街と大型店とがマッチしない町づくりをしていただけたら、主婦としては特に、女性という面はちよつと別にしまして、今働いてゐる主婦にとっては夜遅くまでとかいろいろ問題がありますので、その問題は別として、商店街が繁栄すること、大型店も一緒に繁栄していただけたら、お店がたくさんあるということ、やはりありがたいことだといふふうに思つておられます。

それからもう一つ、勝手に閉店されては困るといふのを私はもうずっと言つてきたのです。それは法で規制できることではありませんが、出店するときにはその辺のところには配慮が、買つ側の立場で、その消費者と今度は申し上げたいのですが、消費者への配慮がやはり欲しいといふふうに思ひます。

○西川(本)委員 ありがとうございます。女性がこうした町づくりにいろいろな立場で参画をして

いただくように、私もこの法律で望んでゐるところでございます。

次に、もう大体七分ぐらしか時間がないので御協力をいただきたいと思ひますが、宮岡市長さんにお尋ねをし、最後に石原教授にお尋ねをしたい、こう思つております。

宮岡市長さんには、もう端的に、今までの御経験で中心市街地を地方自治体の長としておつくりになる、またはニューラルしていく、そういう中でこれがちよつと障害だなどというようにことを、ぜひひとつ法律でそういう点をカバーしろという点がございましたら、恐縮でございますが、簡略にお願いをしたいと思ひます。

○宮岡参考人 私は長い間神戸にいましたのですが、神戸等大都市では、中心市街地といふものが、駅にJ.R.だと私鉄、地下鉄その他大変な集積がございまして、それと郊外に大規模店舗、両方が立地しまして、中間点がやや寂れたという経験がございまして、松江のような地方ではやや中心市街地がばやけてゐるといふのが一つの大きな難点だと思ひます。

したがって、これから私も駅を中心として、今駅前整備をやつておりますが、ぜひそういった点につきまして、町づくりにつきまして国の方の温かい御支援があり、また、地元の商店街の皆さん方の自助努力があれば、私はある程度の解決は可能性があると見ておりますので、どうぞ今の中心市街地の活性化法に基づきましていろいろな施策を一元的に御支援をいただければ、かように思つております。

○西川(本)委員 最後に、石原先生にお尋ねを申し上げますが、ただいままでのいろいろな各参考人の御意見、また、私も審議をしてきた過程の中で、今まで大店V.S.商店街という感じで、言つてみれば平面的な感じでございまして、これからは町づくり、しかも中心市街地を活性化させ、郊外に対して何らかの成長管理も必要じゃないかと、いろいろな意見があるわけでございます。

そういう中で、先生は大店法がもうその時代的役割を終えた、そして、「ポスト大店法時代の出店調整」という名論文を書かれて私も大いに裨益をされたわけでございますけれども、先生が御使になつてゐる調整という概念は、単に経済的な出店を調整するといふ今までのものではない、むしろもろもろの機能を、私なりに理解をしておりますのは、いわゆる商業機能も含め、そういうもろもろの機能を多面的といふか多層的といふか多極的といふか、そういう感じで調整をして、しかも後に活力ある町をつくらせていく、そのことがよつてもつて小売商の健全な発展に資するのだ、こういう御趣旨かなといふふうに理解をしております。

そこで、先生はきょうのお話の中で、持続的、長期的に商業機能を回復していく必要がある、こういうことでもございました。私もそう簡単に、一朝一夕に商業機能が目の覚めるような回復があるとは思ひませんが、しかし、さきさきながら、今正直言つて全国の商店街は氣息えんえんとしてゐる。これは先ほど一丸参考人がおっしゃつたように、買いたくなるようなものがないといふことも一つ大きな問題だと思ひますけれども、私は、ほつておいたら商店街が死んでしまふ、失礼な言い方かもしれませんが、そうならないわゆるアーケード街がシャッター街商店街になつてゐる、こういう事実は現実にあるわけでございます。したがって、私も私としては可及的速やかに商店街の活性化といふことも確保していかなきゃいけない、非常に難しいところにかかつてゐるわけでございますが、この法律をどう使つていくのかといふことについて石原先生の思ひを御自由にひとつ述べたい、これが最後の質問の形でございまして、私の希望でございます。よろしくお願いいたします。

○石原参考人 大変難しい課題をちょうだいいたしたわけですが、最後に申し上げます、全国的に商店街の問題は、正直申し上げますと、全国に一万五千とも七千とも言われる商店街を一律に取

り扱うことができない問題ではないかといふふうに考へております。

先ほどもお話ございましたけれども、全国の商店街の中の二割ぐらひは元氣があるのだといふような御紹介もございまして、数字については確信はございませんけれども、頑張つておられる商店街ももちろんございます。私も商店街については、すべてといひますか、できるだけ頑張つていただきたいといふふうに思つておりますけれども、実際問題として考えましたときに、恐らく商店数の減少傾向といふのは、これから先も商店数は減つていくのだと思ふのです。これがそう簡単に下げどまるというのではないのだと思ひます。

そうだといたしますと、商店街の中に空き店舗がこれから生じてくるであらうといふこと、あるいは商店街の中の商業密度が低下するといふことは、ところによつては避けられない、すべての商店街が一様というわけではないのですけれども、そういう状況に立ち至つてゐるのではないかと、このことは大変苦しいことではありますけれども、冷静に受けとめておく必要があるのではないかと、いふふうに考へております。

したがって、商業密度を高く維持していくような商店街と、商業密度が低下する中でいかにして地域社会と交わつていけるような商店街を育てていくのかといふような、少なくとも幾つかのシナリオを我々自身も準備していく必要があるのではないかと、いふふうに考へておる次第でございます。

○西川(本)委員 どうもありがとうございます。○齊藤委員長 次に、吉井英勝君。○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。きょうは、参考人の皆さんには大変お忙しいところ、ありがとうございます。

私、最初に一丸参考人にお伺ひしたいと思ひますが、全国商店街振興組合連合会の方から出されておりました意見とか、追加意見とか、他の団体のものでございまして、これまでもずっと読ませてい

ただいままいりました。そこで、ことしの四月に出された要望書にかかわって少し伺いたいと思うのですが、今度の立地法についての要望書の中で、第十三条の地方公共団体の施策に関する規定で、「地域的な需給状況を勘案することなく」とあるのは、国際協定上問題ないもので禁ずるものではなく云々ということ、皆さんの方の御意見、御要望を出していらっしゃるのを私も読ませていただきました。

それで、少し国会の中のやりとりの面から申しますと、これは先ほど、きょうも質問された中野委員が予算委員会でも質問されたときに、大店法では、開店日の繰り下げ、店舗面積の削減、閉店時刻の繰り上げ、休業日数の増加等、そういったものについての変更勧告、変更命令を実施できることを定めておられますが、こうした大店法上の措置は、WTOのサービス貿易一般協定に整合しない措置には当たらないと。外務省は、大店法というのはWTO協定違反じゃないと、これは予算委員会ではつきり答えております。

それから、私がさんだって本会議で橋本総理に質問をいたしました、そのときに橋本総理は、「我が国としては、大店法上の措置はサービス貿易一般協定が原則として禁じている市場アクセスや内国民待遇に関する制限等には該当せず、同協定に整合しない措置には当たらないとの立場をとっております。」ですから、外務省も総理大臣の方も、大店法というのはもととWTO協定には違反しないのだということ、これを明確に国会答弁で明らかにいたしております。

そういう点では、まず、いただきましたこの御意見、御要望の方、国際協定上問題ないものまで禁ずるものではないということについて、これまでの大店法がもとと違反じゃないわけですから、この大店法の内容で、特にこういうものは、大店法であれ立地法であれ、この法律のネーミングがどうであれ、内容としてはこういう点はきちっと国際法違反でないのだったら生かしてもいいという点について、御意見がございましたら伺

いたいと思います。

○一九参考人 今、現行大店法に対するお話だと思いますが、先ほど来申し上げましたように、三回の改正、見直しによりまして、確かに前よりうんと緩和されております、規制緩和ができております。ですから、私も、立場を変えて考えますと、大型店の皆さんはうんと出店がしやすくなったということ、今までだんだんと、その後出店が積極的に進んでおります。最近ちょっとデウソをしてありますが、これはやはりそれぞれの会社の内容があることだと思います。

ですから、そういう意味では、先ほど申し上げましたけれども、大店法自体は、当初の目的と違つて、機能が弱くなったということであると思ひます。そのことにおいて、海外からいろいろとお話もあるようでございますけれども、これはまだ係争中の話でありまして、結論の出たことでもございませぬし、我々は今のそういう考えでおりますので、どちらかといいますと、もう機能しなくなった、弱くなった大店法よりは、新しい法律をつくっていただいて、それによって、何もしない大型店を規制して今まで以上に抑えるというのではなくて、先ほど来話が出るように、共存共栄で本当に国民の皆さんにお役立ちする商業集積、中心部をつくっていく、中心部だけじゃありませんが、商業集積をつくっていくことが我々の務めじゃないかと思っております。

○吉井委員 今おっしゃった国際的な係争中というの、実はこれも国会で質問いたしまして、パネル設置を求める権利はアメリカは二年前に発生しておりますが、この二年間パネル設置を求めておりませんから、提訴されているわけでも何でもありません、そういう状態にないということ、とも国会の質疑で明らかにしておりますので、おっしゃったように、大店法であれ立地法であれ、名前はどうであつたとしても、皆さんの事業がうまくいく上でどういふにすればいいのかという率直な御要望、御意見を聞かせていただければというふうに思っております。

それで、立地法ということになりますと、まず、大店法の目的を削除してしまつてゐるのです。それから、大店法には大店審があつて、変更勧告、変更命令もできるわけですが、これも、今度大店法廃止ですから、なくなつちゃうというところがある。そのかわりに、逆に、地方自治体が何かやろうとしたときに、皆さんの方から御意見が出ております第十三条のところで、「地域的な需給状況を勘案することなく」とこれが入つてゐる。これも国会で質問いたしますと、この部分は、大型店の出店による周辺の中小小売業の経済的な影響を勘案するような条例はできないのだ、それがこの十三条のこの部分の内容だということになっておりますから、これから地方自治体に権限を移してという話、よく見てみれば地方自治体にはもう権限がないというふうな事態になつてきております。これはほかの団体からも、十三条の中の「地域的な需給状況を勘案することなく」というこの部分を削除して行つたものとする」というこの部分を削除してはならないと、地方独自にはなかなか取り組めないじゃないかという御意見を伺つておりますが、この点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○一九参考人 私も長い間商調協の委員をしておりまして、いわゆる現行の大店法に関してはいささか承知をしております。従来は、見直しの前は総量規制、今言われたことですね、その業種、業態のその地域の人口に消費のあれを掛けて、現在ある既存のところがどれだけのものを今売つてゐる、だからまだこれぐらゐの余力があるであろうというふうな決定の仕方をしておつたと思ひます。ですから、今回もまだこれからうんと詰めていただかなきゃなりませんけれども、総量規制ということじゃなくて、いわゆる我々中小企業、事業者が十分活躍ができるだけの内容のものをつくっていただきたい。また、我々ももちろん努力しなきゃなりませんが、法に於いても、保護じゃなくて、そういったやる気が出せる方向につくつていただきたいというのが私

どもの願ひであります。○吉井委員 地方自治体の独自施策をこの十三条で縛つてしまふというやり方、これでは、せっかくの皆さんの声にこたへた取り組みを地方がやろうとしても大きな制約になりますので、この点はなくさない、なかなか御希望にこたへるような、御要望にこたへるようなことは難しかろうと思ひます。

立地法ではまた、意見を述べることでできる、結局意見を述べるだけで、意見に基づいて地方自治体は意見書を出して、勧告し、公表だけ。その勧告をする場合にも、法律上は大型店の利益を不当に害するおそれがないものという制約がかかつてくるということ、結局、二重、三重に地方自治体に非常に大きな制約があつて、この立地法の仕組みのもとで、皆さんの御期待にこたへられるものになるかな、逆に、ならないという方が非常に強いというふうに思ひます。

そこで、あわせて、こゝはまた中心市街地活性化の問題とかかわつてくると思うのですが、これは一九参考人と宮岡参考人のお二人に伺つておきたいのです。

全国各地で、先ほど来議論がありましたように、本当に、郊外に数万、あるいは、ところによっては数十万規模のショッピングセンター、大型店がどんと進出する。その結果、中心商店街が幾つかのところでつぶれていく。そこが、何とかしようと思つて再活性化、市街地活性化をと頑張つ出したから、大型店がさらに増床計画を出してくるというので、活性化事業のキーテナントに予定したところが、採算の見込みがとれないというので撤退となつてくる。そうすると、地方自治体としては都市計画決定もできなくなつてしまつてゐる。仮に無理してやつたとしても、郊外に出たお客さんが戻つてこないときには、事業費の負担金、商店街の皆さんにも地方自治体にもかかつてくるわけですが、果たしてそれが本当にペイできるのかという問題など、これからの問題として、今新たな問題に直面してゐるときだと思ひます。

私は、そういう点では、この中心市街地活性化事業の成功のためには、郊外に身勝手に進出したリ、逆に中心部からさっさと撤退したりする、こういうふうなやり方については、やはり一定のルール、規制というものを考えていかないと、中心市街地活性化事業自体がうまくいかないと、のが現実で全国で起っている問題じゃないかなと見ています。その点について、お二人の参考人の御意見を伺いたいと思います。

○一丸参考人 お話のとおりでございまして、中心市街地でなくて、周囲の大型店の新設とか増床とかということがもちろん考えられますし、今までのいわゆる中心部の衰退はそれだけ原因ではございませぬけれども、郊外にそういったものができ、また中心部にある大型店が移転をするというふうなことも一つの衰退の理由ではあります。ですから、核を失った商店街、中心部がそのために衰退の方向に向かったということはあるのですが、これはこれなりに地元として、難しいことですからけれども、また対応しなきゃならぬことだと思います。

ただ、今度の都市計画法の改正で、先ほども申し上げましたが、白地地域とか森林地域、それから従来も農地用途変更してそこにショッピングセンターをつくるというようなことはあります。そういうことは今度のいわゆる都市計画法の改正のときに十分に先生方に御検討いただいて、そういったことのないように、やはりこの中心部を、町の顔が潰れないようにお守りをいただきたい、御支援をいただきたい、こう思います。

○宮岡参考人 先ほどの議論で、郊外の開発の規制というものもございまして、今まで全体に、社会的なものあるいは経済的なものを含めまして、規制による限界というのがあるのではないかと、思います。

一つには、私どもも市街化区域、市街化調整区域という大枠の中で規制をしておりますが、なかなか、皆さんのマイホームといいますが、安いのを求めたいということで、ある程度郊外開発

をされたのも事実でございまして。したがって、先ほど来でございますように、規制でもっていろいろなものを制約するというのがだんだん難しい時代になって、ある程度は規制でもって制約はできても、どこかにひずみができて、もう一回見直さざるを得ない、そういう時期が来るような感じもいたしております。

今回中心市街地の活性化法ができたわけですが、私どもは、中心市街地というのは、商業だけではなくに、文化的な機能とかいろいろな業務機能とかございまして、今は商業機能が中心となりながら、かなり寂れた親もございまして、今回の法律を活用しながら、ぜひこれ以上の寂れがないように、また一歩でも二歩でも、中心市街地が少し町の顔として再生できる努力を重ねていく必要があるというふうな思っております。

○吉井委員 一丸参考人から御期待いただいたのですが、今回の都市計画法改正というのは、都市計画法の外の地域については改正の対象外です。白地地域につきましてはゾーニングということには当てはまりませぬし、それも非常に国会で議論してきたのですけれども、今回の仕組みではなかなか御期待にこたえるようなものにはまづならないというのが、率直に言ってこの法律の仕組みだということを申し上げざるを得ないというふうに思っています。

次に、私は石原参考人に伺いたのですが、商工金融の九八年二月号で、先生は、仮に大店法を存続させるとしても、それをより時代の要請に合ったものとするためには、目的規定を含め、かなり大幅な改正が必要だ、さらに、大店法が現にカバーできていない問題についても、盛り込むか、何らかの措置が必要だということを主張しておられました。

そこで、少し具体的にお聞きしたいのですけれども、仮にというお話で始まっているわけですが、第一に、大店法の現在ある二つの目的規定に、良好な都市環境の形成等、地域社会の健全な進展というのを追加するということですね。そうすると、

目的が、都市計画、環境面からもっと充実させることができるというふうになりますね。その点での先生のお考えはどうなのかというのの一つです。

二つ目に、御承知のように、イギリスとかフランスなどでは既にやっている地域、中小商店に及ぼす経済的な問題の調査とか規制、それから雇用問題など、社会的規制の両面から欧米諸国は規制というのをやっておりますが、その両面の問題を統一した許可制というものを採用することについて。

三つ目に、そういう場合の許可基準というのはいまいじやいけませんから、法律上ちゃんと明文化するというところで、一つは、大型店の出店により周辺の小売業の事業活動に著しい悪影響を及ぼすおそれがある問題、二つ目に、その地域における小売業の正常な発展を阻害し、消費者の利益を著しく害するおそれがある問題、三つ目に、住民の居住環境または計画的な都市の整備に悪影響を及ぼし、当該地域における良好な都市環境の形成を著しく害するおそれがあるという、この三つを許可基準として、クリアすればもちろん大型店を許可基準として、クリアできないときには、それはお考え直さなければいかかということになるかと思うのです。

四つ目に、大店法第十五条の五を削除して、地方自治体に権限を持たせること、こういう面では地方に対しては規制緩和をやる。こうした方向と、いうのは、御承知のように、イギリス、フランス、ドイツの規制方向と大体一致するものですが、石原先生がおっしゃる、大店法を存続させる場合、仮にというあれがあるにしても、要請としてお考えのものに、今のような話は先生の要請に合致しているものなのか。

さらには、これ以外に、先生の要請に合うものとするために、こういうものをもっと追加しなければいけないとお考えになつていらつしやるものがあるれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○石原参考人 随分たくさんお尋ねをいただきましたので、ひよっとすると失念してしまいかもわかりませんが、今引用していただきました大店法のくだりというのは、このたびの合同会議での議論のところで、我々が判断をするところというのは、大店法の廃止か存続かという点で見れば天と地のような違いはあるけれども、本当はそれほど大きな差ではなかったのではないかと、このことを書いたところの前段の一文であろつかというふうに思っております。

それは、先ほども若干申し上げましたけれども、大店法の中にございまして、中小小売業者の事業活動の確保の確保というのくだり、大店法の目的規定の中でこれが最も具体的な、手段を特定した目的になっておるといふふうに私は思っております。また運用されてきたというふうに考えております。その意味で、この目的をいいますか、事業活動の確保の確保というのを前面に掲げたままでは、時代の新しい今の問題に対応できないのではないかと、この一つは考えておったところでございます。

それから、そのほかの点につきましては、先ほどいろいろと、御指摘のような許可基準云々というのがございまして、小売業という事業活動につきまして、これを許可制にするということについては、私は原則的に支持はしております。それは、少くとも許可制というものは、原則的には禁止というのが原則であって、一定の要件、例外的に許可をしていくというのが思想的な背景というふうな承っておりますので、自由主義的な経済という観点からいけば、出店については、原則的には自由であるけれども、地域の問題を勘案しながら、より健全な地域社会を進展させるような形で出店を誘導する、そして、特に支障がある場合にはそれに一定の制限を加えるというようなスタンスが望ましいというふうに考えております。

あと、三番、四番の点は恐らく今のはば含まれたかと思しますので、一たん答えを終わらせていただきます。

○吉井委員 時間が参りましたので……。

○斎藤委員長 次に 横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。きょうは、参考人の皆様、本場にありがとうございます。それぞれのお立場から、本場に貴重な御意見を賜りました。この法案の審議に十分に生かされなければならぬ、このように思うわけでございます。

きょうの参考人の皆様方のお話を伺っております。私、非常に印象が強かったのは、日本チェーンストア協会の会長でいらつしやいます小林さんと全国商店街振興組合連合会の一丸さん、この二方の御意見が、私から見れば、真つ向対立した御意見のように感じたわけでございます。

お二人の意見は、それぞれ、まさに置かれていた中小小売業の危機感、そういったものを如実に述べられたものと思います。しかし、根本的な目的、これはもう一つなんです。いかにして消費者に愛され、お役に立ち、そして利用してもらうか、こういう点では全く一致しているわけでございます。私たち一消費者として端的に言えば、答えは一つなんです。それはもう、先ほどから皆さんの御質問の中にもございましたし、また参考人の皆様方の御意見にもございましたし、まさに共存共栄、高齢者、共働きの方々、若者、それぞれが楽しく、そして利便的に利用できる、そういった場とすれば、共存共栄、そしてそういった時代もあったわけでございます。

小林さんのお話では、地域社会に貢献する意欲は十分にあるというお話でもございましたし、一丸さんは、大型店は大型店で、また中小の専門店が中小の専門店で、それぞれに消費者の要求にこたえられるいわゆるバランスのとれた共存共栄というものを望まれている。しかし、その共存共栄ということがいかに難しいことであるかということが

二人の意見の差ではなからうかと思ひますし、今回、この二つの法案がその差をいかに薄くするか、差をいかに狭くするか、そしていかに共存共栄に近づけるように道を開くか、そういった法案にしなければならぬのではないかと、そういった思いでいっぱいでございます。

そこで、まず一丸参考人にお聞きいたしますが、一丸さんは、私の地元の大分県の県都であります大分市の竹町通り商店街の振興に大いに尽くしてこられたわけでございますし、ガレリア通りとして、ハード面、ソフト面、それぞれの取り組みを推進されてこられた経験の持ち主でございます。

私も何度かガレリア通りに行きましたし、つい最近もお話を聞いたことがございますが、中心市街地である各商店街というものは、地域環境の変化によって大変大きく左右されるわけですね。大分市の竹町通りというのは大変にぎやかなところだつたわけですが、県立病院とかそういった移転等に伴っていわゆる人の流れが大きく変わつた、それを活性化させるために一丸さん等が頑張られたわけでございます。今度そこにまたオアシス21というのがこれからできますが、そういったことに商店街の方々は大変期待とまた不安も持つておられるですね。果たして人の流れが変わるかどうかという不安も非常に持っている。しかし、期待もしている。そして、シャッターが閉まつている店がまだ数カ所ございましたが、それでも、以前に比べて大分少なくなつていっているというお話も聞いております。

いずれにいたしましても、竹町通りの取り組み、その姿というのは、全国の商店街では大変評判になつていくわけで、これから中心市街地の活性化を図っていく上で模範となる事例ではなからうか、私はこのように思つております。先ほど、共存共栄という言葉がキーポイントだというお話でございましたが、例えば、竹町商店街、ガレリア通りというものは、ある意味では、デパートと、あるいは数カ所の大型店とそしてガレリア通りと、共存共栄がある程度できている地域ではなからうかとい

う気もいたしております。そういつたことも含めまして、そういつた経験をお持ちの一丸さんから、どうか、全国の商店街の方々にアドバイスと申しますか、これから活性化に取り組みもうとする場合にどのような点に留意すればよいのか、具体的にお話をいただければと思ひます。

○一丸参考人 大変大きい、難しい問題でございますけれども、やはり商業集積というものは立地とか環境に非常に左右されます。

先ほど、松本先生が福岡のキャナルシティのお話をされましたが、あの隣接したところに上川端という商店街があります。その商店街は、どちらかと申しますともうかなり衰退の方向に進んでおつたのでありますけれども、キャナルシティというのができて、それがちょうど門前町のような形になつてお客さんがふえ、大変復活しております。そういうことで、私の方も県立病院の跡に、今度十月に県の施設等もろもろができるわけですが、こういう環境、立地によって随分差はございます。

ですけれども、私が思うのは、やはり先ほど来申し上げますように、リーダーがまず必要であるということ。リーダーというものは、本場に何事をするにしても気遣いと言われるぐらいの熱中した、もう私を忘れて犠牲を払おうというような人が望ましいわけですが、そういうリーダーがおつて、特に商店街等は小さいながら一国一城のあるじですから、それぞれの考え、内容、持ち方があります。その人たちが何とか同じ方向に顔を向けてもらつたということが非常に大事なんです。

ただ、それは簡単にできるわけではありません。私の経験からいって、一応その方向に向かうのに、みんなで長年いろいろと話をしながら、ではやろうというところになつて、やはり二年ぐらいかかつた。ですから、実際に今度は工事ににかかつて、四十年かかってようやく物になつたというようなことな

今度の中心市街地活性化のことも、何も商店街が中心ではありません。これは大型店、商店街、もろもろが一緒になつて手を組んでやるという、やはりみんなが一緒に同じ方向に顔を向けて取り組むということが一番大事だと思うのですが、それにはそれぞれのリーダーの方が非常に大事だと思います。

商店街は地元ですからよろしいのですが、大型店の場合は、地方の場合は全部店長さんですね。店長さんの権限というのは、今私どもは日ごろ一緒に月に一回話し合ひをしておりますが、限られた権限しか持つておりません。ですから、これに對しては、小林さんのような本社の方がその氣持になつて、前向きにその地域の中心市街地活性化のために協力しない、本日も支援するぞという姿がないと、大型店だけそのまゝ残つてしまふような形にもなりかねないと思うのです。ですから私は、もう本場にありふれたことですが、一番大事なのは、皆さんが心を合わせて、やる氣を出して真剣に取り組むということがいいと思ひます。

それから、ちょっと耳に入りましたが、こういう法案が今度通る、つてはちよつと手の挙げ方が全国的に少ないなということを言われた方がおありのようですが、そういうことで、実際にそういったせつぱくいい法律ができて、それに取

つくなにはかなり地元の根回しが必要わけですね。それが出たからそれにすぐ取り組むというところは、私のあれでは、それまでにならぬ何かがやろうと思つて進んできたところにちよつとそういったメニューが出たから、それに乗るということになると思ひます。ですから、今度そのことを聞いて、十年後にそれが出たということがわかつて去年あたりからかかると、まだことしはすぐ手を挙げる状態にならないと思ひます。

ただ、お願いしたいことは、ことし手を挙げているところに對して、まず全国的にモデルをつくるという意味で格別の御支援をいただきたい。そして、そこできまして、やはりそういつたものがあれば、ああ、おれのところもやろうかなとい

う気持ちにもなりますし、それと、私らのところが近代化しますと、毎月二、三の視察が参ります。これはそういううわさを聞いてきて、それはもう商店街だけじゃなくて行政も、ほかの団体もそろそろお見えになるわけです。

そういうことですから、滋賀県の長浜、あれが黒壁といつて非常に今観光で復活しています。私が十何年前にあそこに西友の長浜楽市というのができたときに行つたときは、市商連の皆さんとお話をしても、中心部は本場に寂れた、望月先生に言わせると、あるときに調べたら人間二人と犬一匹といううな話があるくらいで、それが現在そういううぐあいに復活しておるわけで、要はやはり地元を取り組み方いかんが一番大事だと思ひます。

以上です。

○横光委員 どうもありがとうございます。

次に、三村さんにお伺ひいたします。

消費者といへば、お年寄りから赤ちゃんまですべて消費者でございますが、消費者一人一人の立場といへば、必ずしも強くないと思ふのです。そういう意味からは、消費者団体の果たす役割といふのは非常に大きいものがあるかと思ひます。

これまで、消費生活センターなどの活動は、どちらかといへば欠陥商品などのトラブルに対処する機能が中心だつたと思ふのです。つまり、これまでのトラブル。ところが、今回大店立地法のような手続の中の消費者の役割といふのは、地域住民の役割といふのは、これからの問題ですね。そういう課題に消費者、住民の声を吸い上げていく必要があるかと思ひます。大店立地法の円満な実施のためには消費者団体のあり方も変わつていかなければならないと思ひます。

○三村参考人 ただいまの御質問なんです、大変難しい問題だといふのは、きょう傍聴されている方の中にも、消費者団体の方は多分ほとんど一人もいらつしやらないかもしれないといふふう

思ふのです。

実際には、どうでしょうか。今までの大店法ですと、消費者が関与する部分といふのは、四項目の調整の段階に來ていると消費者が関与するところといふのは余りないといふことが言えたと思ふのです。私、私はさきに申し上げましたけれども、これからこの立地法になつてきますと、一人一人の消費者が監視をしていくということがすごく大事になります。そういう意味では消費者の結集といふのは大変大切なことになると思ひます。私は、消費者の声を吸い上げてくれる場所が欲しいといふことであります。だれでも意見が言えるといふことですから、その意見を言えるといふことを知らしめることの方が大事ではないか。一人一人の消費者の方に、何かあったらどんな意見を上げてくださうかといふことを、どこに言つたらいいかといふのが大事だと思ふのです。

そういう中で、中央の消費者団体が動くというのではなくて、地域の住民が結集できるような土台みたいな形が必要だ。そのために、私は今までは消費生活センターはこの問題にはなじまないといふふうにして思つていましたが、消費生活センターが窓口になることは十分できると思ふのです。欠陥商品とか契約トラブルの解決だけじゃなくて、地域に生きていくために何が大切なのかといふことにやはり消費生活センターも足をおろす必要があるのではないかと。

そういう意味で、消費生活センターが窓口になつて、適当なところといひますか、適切なところから一人一人の消費者の声を振つていくことができまふし、それから、そういう人々を結集させることも可能ではないかといふふうに思ひます。

○横光委員 どうもありがとうございます。終わります。

○斎藤委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。委員会を代表いたしまして、厚く御

礼を申し上げます。

それでは、参考人の方々には御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○斎藤委員長 速記を起こしてください。

○斎藤委員長 次に、吉井英勝君外一名提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。吉井英勝君。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する等の法律案〔本号末尾に掲載〕

○吉井議員 大規模小売店舗における事業活動の調整に関する法律、いわゆる大店法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

今、大規模小売店舗、大型店の出店ラッシュにより、中小小売店の倒産、廃業が相次ぎ、町の中心部を形成し、住民に親しまれてきた商店街は、深刻な打撃を受けています。郊外型大型店の激増や中心市街地にある大型店の撤退、閉店による都市中心部の空洞化など、町づくりへの影響も大問題になっております。

近年におけるこうした状況にかんがみ、中小小売業の正常な発達と消費者利益の保護及び良好な都市環境の形成を図り、地域社会の健全な進展に資するため、大型店の出店について許可制を導入し、居住環境及び計画的な都市整備への影響等の見地から規制を行うことができるようにするとともに、出店等の審査に当たっては、地元の消費者、中小小売業者等の意見が十分に反映できるような措置を講ずる等の必要があります。こうした

方向は、環境問題の重要性や高齢化社会に向けての社会的要請にこたえらるるとともに、経済的規制と社会的規制を統一して許可制を強化しているフランス、イギリスなどヨーロッパ諸国の規制の流れにも沿うものです。これが、この法律案を提出した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、目的規定として、現行大店法にある中小小売業の事業活動の機会確保、消費者利益の保護に加え、「良好な都市環境の形成」及び「地域社会の健全な進展」を追加することとします。

第二に、届け出制を都道府県知事の許可制に改め、商圏が二県以上の範囲に及び、かつ、大規模な大型店については通産大臣の許可制とします。許可手続は、大型店の所在地の市町村を経由し、市町村長等の意見を添えて行うものとし、都道府県知事等は許可に当たつて審議会の意見を尊重しなければならないものとします。

第三に、都道府県知事等は、大型店の出店により、その周辺の中小小売業の事業活動に著しい悪影響を及ぼすおそれがある、その地域における小売業の正常な発達を阻害し、消費者の利益を著しく害するおそれがある、住民の居住環境または計画的な都市の整備に悪影響を及ぼし、当該地域における良好な都市環境の形成を著しく阻害するおそれがあるなどの場合には、出店を許可してはならないものとします。

第四に、大型店の閉店時刻や休業日数を法文化します。

第五に、やむを得ない事情による場合を除いて、大型店に撤退、閉店計画の届け出を義務づけ、周辺住民、中小小売業者、雇用、都市の空洞化などへの影響が著しく大きい場合には、一定期間を限り撤退、閉店を延期させる勧告ができるようにします。

第六に、審議会委員を消費者代表、中小小売業者、商店街代表、学識経験者の三者構成に改め、審議会は原則公開にします。

第七に、地方公共団体の施策に関する規定を削

規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定め、見ようとするときは、申請に係る店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の

意見、通商産業省令で定めるところにより選定した消費者又はその団体、小売業者又はその団体及び学識経験を有する者の意見並びに通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見を聴かなければならない。

(許可の条件)

第八条 第四条の許可には、申請に係る店舗の周辺の住民の居住環境の保全のための騒音の防止の措置その他の条件を付することができ

(小売業の営業に関する経過措置)

第九条 第三項第二項若しくは第三項又は第三項の二第三項の公示がされた際現に当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該公示がされた際現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売等を行っている物品の種類に係る小売業については、第四条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者は、その公示の日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、第五項第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

第九条の次に次の四条を加える。

(変更の許可)

第九条の二 第四条の許可を受けた者(前条第一項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、当該許可又は前条第二項の規定による届出に係る事項の変更をしようとするときは、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該許可又は当該届出に係る開店日の繰下げ、店舗面積の削減若しくは通商産業省令で定める面積を超えない増加又は販売等を行う物品の種類削減について

は、この限りでない。

2 第五条、第六条(第一号から第四号までに係る部分に限る。)及び第七条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第五号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と、第六条第四号中「当該許可の申請に係る開店日」とあるのは「当該許可の申請に係る開店日又は当該許可若しくは第九条第二項の規定による届出に係る店舗面積を増加しようとする日」と、「小売業の営業が開始されて」とあるのは「小売業の営業が開始され、又は店舗面積が増加されて」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第九条の三 第四条の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる事項の変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき。

二 前条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。

(閉店時刻及び休業日数)

第九条の四 第四条の許可を受けて第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者又は小売業を営んでいる者(第九条第一項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者を含む。次項において同じ。)は、その閉店時刻を午後七時後の時刻としようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る閉店時刻(次条第一項の規定により本項前段の許可を受けたものとみなされた閉店時刻を含む。)の繰下げをし

ようとするときも、同様とする。

2 第四条の許可を受けて第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者又は小売業を営んでいる者は、その休業日数を一年につき四十八日未満の日数としようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る休業日数(次条第一項の規定により本項前段の許可を受けたものとみなされた休業日数を含む。)の削減をしようとするときも、同様とする。

3 第六条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第七条の規定は、第一項の許可又は前項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の許可を受けた者(次条第一項の規定により第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなされた者を含む。)は、当該許可に係る閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、その日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(閉店時刻等に関する経過措置)

第九条の五 第三項第二項若しくは第三項又は第三項の二第三項の公示がされた際現に当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者であつて、当該公示がされた際現にその閉店時刻を午後七時後の時刻としているものにあつては、当該閉店時刻について、当該公示がされた際現にその休業日数を一年につき四十八日未満の日数としている者にあつては当該休業日数について、それぞれ、前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなされた者は、その公示の日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、当該閉店時刻又

は当該休業日数を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(小売業の廃止の届出)

第十二条 第四条の許可を受けて第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者(第九条第一項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者を含む。)は、当該小売業の営業を廃止しようとするときは、その小売業の営業の廃止の日(以下「閉店日」という。)の五月前までに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。当該届出に係る閉店日の繰上げをしようとするときも、同様とする。ただし、通商産業省令で定めるやむを得ない事情により閉店日の五月前までに当該届出ができないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合には、できる限り速やかに、当該小売業の営業の廃止を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。

(変更勧告)

第十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、他の小売業に係る店舗の配置及び当該店舗における小売業の現状、土地利用の状況等の事情を考慮して、その届出に係る小売業の営業の廃止が当該地域における消費者の利益又は都市環境の保全に相当程度に影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあるか認めるときは、その届出を受理した日から四月以内に限り、その届出をした者に対し、二年以内の期間を定めてその届出に係る閉店日を繰り下げるべきことを勧告することができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条第一項中「第四条の許可の申請が、前条の基準に適合しているかどうかを決定しようとする」とあるのは、「第十二条第一項の規定による勧告をしようとする」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の四月の期間が満了する日前に、当該届出に係る小売業の営業が直ちに廃止されても同項に規定する事態が生じないことが明らかであると認めるときは、同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出をした者に通知することができる。

4 前項の規定による通知を受けた者が、その通知を受けたところに従つて前条の届出に係る閉店日の繰上げをする場合には、同条の規定は適用しない。

第十三条第一項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項まで」を「第四条、第九条の二第一項若しくは第九条の四第一項若しくは第二項の許可を受けた者（第九条第一項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者及び第九条の五第一項の規定により第九条の四第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下この条において同じ。）又は第十一条に、「その届出」を「その許可を受けた者又は届出」に改め、同条第二項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項まで」を「第四条、第九条の二第一項若しくは第九条の四第一項若しくは第二項の許可を受けた者又は第十一条に改める。

第十四条の見出しを「許可の取消し等」に改め、同条第一項を次のように改める。

通商産業大臣又は都道府県知事は、第四条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、又は

一年以内の期間を定めて当該許可に係る小売業の営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第五号から第七号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第八条の条件に違反したとき。

三 第九条の二第一項又は第九条の四第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第四条、第九条の二第一項又は第九条の四第一項若しくは第二項の許可を受けたとき。

第十四条第二項中「調整」を「許可」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条の許可を受けた者が当該許可に係る小売業の営業を廃止したときは、当該許可はその効力を失う。

第十四条の二の見出し中「届出」を「許可の申請」に改め、同条第一項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出」を「第四条又は第九条の四第一項若しくは第二項の許可の申請」に改め、同条第二項中「調整」を「許可」に、「届出をした」を「許可を受けた」に、「第六条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条」を「第九条の二第一項、第九條の三、第九條の四第一項、第二項若しくは第四項、第十一條、第十三條又は第十四條第一項」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 大規模小売店舗審議会
(広域大規模小売店舗審議会)

第十四条の二の二 通商産業大臣は、第一種大規模小売店舗に係る営業の許可の申請等があるときは、当該営業の許可の申請等に関する重要事項を調査審議させるため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定にかかわらず、臨時に通商産業省に広域大規模小売店舗審議会（以下「広域審議会」という。）を設置するものとする。この場

合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第六項の規定は、適用しない。

(広域審議会の組織等)
第十四条の二の三 広域審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、当該営業の許可の申請等に係る第一種大規模小売店舗に係る商圏の一部をその区域とする都道府県に置かれる都道府県大規模小売店舗審議会の委員のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 広域審議会の審議は、特別な事情がある場合を除き、公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、広域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(広域審議会の廃止)
第十四条の二の四 通商産業大臣は、当該営業の許可の申請等に係る処分に關し広域審議会の意見を聴いた後、当該広域審議会を廃止するものとする。

(都道府県大規模小売店舗審議会)
第十四条の二の五 都道府県知事の諮問に応じ第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県大規模小売店舗審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置く。

(都道府県審議会の組織等)
第十四条の二の六 都道府県審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、消費者を代表する者、中小小売業者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 都道府県審議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により、消費者、中小小売業者等の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 第十四条の二の三第四項の規定は、都道府県審議会について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第十四条の三を次のように改める。

(営業の許可の申請等の経由等)
第十四条の三 営業の許可の申請等は、当該営業の許可の申請等に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により営業の許可の申請等があつたときは、意見を付して、これを都道府県知事に送付するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により意見を付する場合において、その意見を定めようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該営業の許可の申請等に係る大規模小売店舗の所在地の周辺の消費者、中小小売業者等の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定により送付された営業の許可の申請等のうち通商産業大臣に対して送られるものについては、意見を付して、通商産業大臣に送付するものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定により意見を付する場合において、その意見を定めようとするときは、都道府県審議会の意見を聴くものとする。

第十五条の見出し中「市町村長」を「都道府県知事等」に改め、同条中「開店日等の届出（当該都道府県知事を經由して通商産業大臣に送られるものを含む。）があつた」を「前条第二項の規定により営業の許可の申請等の送付を受けた」に、「その届出」を「当該営業の許可の申請等」に、「所在する市町村」を「所在しない都道府県又は市町村であつて当該大規模小売店舗に係る商圏の一部をその区域とするもの」に改める。

第十五条の二第一項を削り、同条第二項中「市町村長は、前条の規定により通知された事

項について、を「前条の規定により通知を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該通知された事項について、第一種大規模小売店舗に係るものにあっては通商産業大臣に、第二種大規模小売店舗に係るものにあっては」に改め、同項を同条とする。

第十五条の三「第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査をする」を「第四条、第九条の二第一項若しくは第九条の四第一項若しくは第二項の許可に係る処分をし、又は第十二条第一項の規定による勧告を行う」に改める。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

（聴聞の特例）

第十六条の二「第十四条第一項又は第三項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

2 前項の聴聞の主催者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十七条第一項中「第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項の規定による命令」を「第四条、第九条の二第一項、第九条の四第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定による処分」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項の規定に違反して五百平方メートルを超えて建物の全部又は一部を小売業を営むための店舗の用に供した者

二 第四条の規定に違反して許可を受けないで小売業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第四条の許可を受けた者

四 第十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで同項に規定する事項の変更をした者

二 第九条の四第一項又は第二項の規定に違反して許可を受けないで閉店時刻の繰下げ又は休業日数の削減をした者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第九条の二第一項又は第九条の四第一項若しくは第二項の許可を受けた者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項の規定に違反した者（第十八条第一号に該当する者を除く。）

二 第九条第二項、第九条の五第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十条中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十二条」を「第九条の三、第九条の四第四項」に改める。

第二十一条中「前三条」を「第十八条から前条まで」に改める。

（輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止）

第二条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧大店法」という。）第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であつて、その商圏（第一条の規定による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「新大店法」という。）第三条第一項に規定する商圏をいう。以下同じ。）が二以上の都道府県の区域に及ばず、又は当該第一種大規模小売店舗内の店舗面積の合計が種別境界面積（新大店法第三条第一項に規定する種別境界面積をいう。以下同じ。）未満であるもの（以下「新第二種大規模小売店舗」という。）の所在地を管轄する都道府県知事は、当該新第二種大規模小売店舗につき新大店法第三条第二項の規定の例により公示をしなければならない。

2 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該新第二種大規模小売店舗につきその公示前になされた調整の公示は、その効力を失う。

3 この法律の施行の際現に旧大店法第二条を設置している者は、当該新第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、新大店法第三条第一項の規定の例により新たに表示を掲げなければならない。ただし、当該新第二種大規模小売店舗を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げることができる。

第三条 この法律の施行の際現に旧大店法第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売又は加工修理（以下「販売等」という。）

を行つてゐる物品の種類に係る小売業については、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。ただし、次に掲げる小売業については、この限りでない。

一 旧大店法第四条、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に違反して行われてゐる小売業

二 旧大店法第七条第一項の規定による勧告に従わなかつた行われてゐる小売業（旧大店法第八条第一項又は第三項の規定により同条第一項の規定による命令を受けることができる期間（以下「命令期間」という。）内に同項の規定による命令を受け、又は命令を受けなかつた者の当該届出に係る小売業を除く。）

三 旧大店法第八条第一項の規定による命令に違反して行われてゐる小売業

2 前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者は、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月以内に、新大店法第五条第一項第五号に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 この法律の施行前に、旧大店法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をし、かつ、次の各号のいずれかに該当した者は、当該届出に係る小売業（前条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該届出に係る小売業を除く。）については、当該届出に係る開店日（開店日又は店舗面積を増加する日をいう。以下同じ。）又は店舗面積（第二号から第五号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積）により、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。

一 旧大店法第七条第一項又は第三項の規定により同条第一項の規定による勧告をすることができ期間（以下「勧告期間」という。）内に当該届出に同じ同項の規定による勧告を受

けなかつた者(第三号に該当する者を除く。)

二 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告に従つた者

三 当該届出に關し旧大店法第七条第四項の規定による通知を受けた者

四 当該届出に關し旧大店法第八条第一項の規定による命令に従つた者

五 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者(第二号に該当する者を除く。)

六 命令期間内に同法第八条第一項の規定による命令を受けたもの

七 前条第二項の規定は、前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者に準用する。

八 第五条 この法律の施行前に旧大店法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により届出をした者に係る小売業(附則第三条第一項又は前条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該届出に係る小売業を除く。)

九 前項の規定は、新大店法第四条又は第九条の第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

十 前項の規定によりその営業の開始に係る事項につき従前の例によることとされる者は、当該届出に係る小売業については、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める日において、当該届出に係る開店日又は店舗面積(第二号から第五号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積)により、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。

一 勧告期間内に当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者(第三号に該当する者を除く。)

二 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告に従つた者 当該勧告に従つた日

三 当該届出に關し旧大店法第七条第四項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

四 当該届出に關し旧大店法第八条第一項の規定による命令に従つた者 当該命令に従つた日

五 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者(第二号に該当する者を除く。)

六 命令期間内に旧大店法第八条第一項の規定による命令を受けたもの

七 該命令期間を経過した日

八 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者に準用する。

九 この場合において、附則第三条第二項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」とあるのは、「当該許可に係る開店日」と読み替へるものとする。

十 第六条 附則第三条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における開店時刻については、施行日から二月間は、新大店法第九条の四第一項の規定にかかわらず、従前の開店時刻によることができる。

十一 この期間内に同項の許可の申請をした者の当該申請に係る開店時刻についても、この期間を経過した日から当該申請に対する処分のある日までの間は、同様とする。

十二 附則第三条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における休業日数については、施行日から二月間は、新大店法第九条の四第二項の規定にかかわらず、従前の休業日数を六で除して得た日数とすることができる。

十三 この期間内に同項の許可の申請をした者の当該申請に係る休業日数についても、この期間を経過した日から当該申請に対する処分のある日までの間は、同様とする。

十四 (以下「特定期間」という。)

十五 通商産業省令で定めるところにより、従前の休業日数に特定期間の長さに応じた比率を乗じて得た休業日数とすることができる。

第七條 この法律の施行前にされた旧大店法第十四條の規定による命令については、この法律の施行後においても、同條の規定(これに係る罰則を含む。)

第八條 附則第三条第二項(附則第四条第二項及び第五條第三項において準用する場合を含む。)

第九條 第五條第三項において準用する場合を含む。又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十一條 (輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に第二條の規定による廃止前の輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗に關する小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律(以下「旧特例法」という。)

第十三條 第二條第一項に規定する輸入品専門売場を設置して小売業を営んでいる者(旧特例法第三條第一項の規定による届出を行った者に限る。)

第十四條 当該現に小売業の用に供している輸入品専門売場の店舗面積及び当該売場において現に販売している物品の種類に係る小売業については、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。

第十五條 ただし、次に掲げる小売業については、この限りではない。

一 旧特例法第四條第一項又は第二項の規定に違反して行われていた小売業

二 旧特例法第七條の規定による命令に違反して行われていた小売業

第十條 附則第六條第一項の規定は、前條第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における開店時刻について準用する。

第十一條 附則第六條第二項の規定は、前條第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における休業日数について準用する。

第十二條 この法律の施行前にされた旧特例法第八條の規定による命令については、この法律の施行後においても、同條の規定(これに係る罰則を含む。)

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十四條 (罰則に關する経過措置)

第十五條 第十三條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條 (政令への委任)

第十七條 第十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)

第十八條 政令で定める。

理由

近年における大規模小売店舗の進出等の状況にかんがみ、小売業の正常な発達及び良好な都市環境の形成を図り、地域社会の健全な進展に資するため、大規模小売店舗における小売業の事業活動について許可制を導入し、居住環境及び計画的な都市の整備への影響等の見地からも規制を行うこと

とができることとともに、出店等の審査に当たっては地元の消費者、中小小売業者等の意見が十分に反映できるような措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年五月二十六日印刷

平成十年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局